甲陽

十九之二十

甲陽軍鑑品第四十九目録　巻第十九

一　信玄公御一代敵城取詰の事

品第五十

一　家督大軍穿鑿

一　高坂弾正金言の事

一　諏訪明神秘暮起の事

品第五十一

一　勝頼公国の九月遠州表を稼しひゆ事

一　武田方家康方より見る事

一　濃越向

一　高坂同前続からの事

一　氣を見る事

一　天正元年又月勝頼公流

一　信玄公逝去源氏の事

一　勝頼公続月の朱印下る事

一　甲州味方身元心智の事

一　天正二年春勝頼公高天神乙数

一　同年高天神落城

一　勝頼公浜松近辺御働

一 小田原より検使に遣す事
一 信玄公御病の事
品第五十二
一 同殿様高坂に御尋ある事
一 小山田諸の事
品第五十三
一 天正[illegible]諸[illegible]の事
一 長坂[illegible]の事
一 高坂弾正[illegible]の事
一 軍法の事
一 三河衆[illegible]奥平[illegible]事
一 長篠合戦
一 家康遠江[illegible]の事 同
一 武田[illegible]の事
一 飛騨越中[illegible]の事
一 伊勢[illegible]の事
一 信玄公軍法[illegible]の事
甲陽軍鑑品第五十九 自第[illegible] 至第十九
[illegible]

信玄公一代治乱[illegible]の事
次第不同
信州佐久郡志賀の城 [illegible] 飯田 大嶋 高遠 [illegible]
[illegible] 和田 [illegible] 小山 [illegible]
[illegible] 小菅の[illegible] [illegible]
[illegible] 山 [illegible] [illegible]
[illegible] 青柳 [illegible] [illegible] 山 [illegible]
[illegible] 小室 [illegible]
[illegible]
松枝 [illegible] 萩[illegible]

蝦夷之内落城之事
府中今泉殿之館　久保田　長の下　大宮新内蔵之助　先陣とす
奥田寺　永久保　花沢　田中　細川の一党さまよふ事ハわすれのく
此次延可二出か
伊豆之内落城之事
山中　足柄　毎夜もそとうて　深沢　新庄　此次延可考
甲州之内落城之事
ふさまさ　そらいぬい　是ハ甲州味方中　城主天正之内大井山也
わきのくさ　是も湊案なり此次延可考
三州之内落城之事
長篠内　大浜　わさくい　田代　八まん　わきのか　野田
足助　吉田ハ味方中　舟之事

濃州之内落城之事
岩村　右ハ本ハ東美濃の信長のおば後家なり九ヶ年にて落城ハおそく
九ヶ年にて信玄代天正二年戌の年なり
遠州之内天神山同年の落城なり　高坂津と都合二十一ヶ処
八幡野信玄代落城なり
飛騨之内を手に入る是ハ又信玄代なり山縣一手にて責め取る。
越中椎名がうち本泉寺高坂弾正是田二郎にて攻取る
飛騨江馬常陸守越中にて椎名味方申候也
信州は　信玄代
内村　永寿　小山田備後　梅沢内膳亀八郎
堀尾　牧野大学　信濃守　前山
白井八日信玄先手ハ　小山田大学　組衆あり

勘介申さく こまやかに討死の法利子良あり 對陣して附(?)ころもる時城を責まする時に備る

右ハ此次に第一第二

右其の氣ハ

一宮 二商 三角 四徵 五羽

是ハ山本勘介案じ見極也

信玄公御代々の中天文元年より天正元年迄八十二回なし 然るに信玄公

十八歳より信玄公数村上義清と九年に合戦あり村上負て越後へ牢人なさる。後信玄と謙信と十二年の間に合戦続合せて廿年信玄公定十八歳まで信玄公は一代也。一生の間件の城どもに御手を取て敵信玄公は弓箭御上手なり。又御年つもりまで大事をとうかなるに依て又子細をこそ御他界なり其時

甲陽軍鑑末書下十

元亀四年ちぢに天文元年より始て天正元年迄八十二回に信玄公御他界までの合に付て御年を又八より諸家公は仕置也他国の敵城の越後の謙信は甲斐に信長は浜松の家康。是等も安泰に新田の利根景勝中国の数までの安(?)への事。又ハ北条氏政公ハ。信玄公の御旗下のごとく是を使役の御他界を安くて附に敵当

なさる〻とおもふまでそ。まこと〳〵のいくさに信玄謙信他勢なくして。
ほとんど一ひとさかりにかゝられし
百年已来かくれなき合戦なれども。此時ほどなれの合戦ことはなしとや
〳〵家康公西国信玄河中島合戦にて味方の手負少なく合戦にかつ。長篠合戦
也。小田原の氏康公河越にて上杉管領八万騎の大軍を氏康八千にて勝
かくれなし。夜軍にて敵陣のなかへかゝり八万騎の人数に八千なれば
氏康より伝へて亭主の下へかゝりしに。上杉こらへずしておひくづれ。
義家よりも上杉の家にも勝頼の国へ氏康にて勝
ふたゝび上杉かゝらぬ事をしるべし。さるほどに合戦のはじめより
或ハ城を取り柵をつくりて。敵をまねくし又猛勢にて合戦の場をとり
て備ようく一方の敵を追崩しさてかへり勝たる事なり

みなかゝりおもひ世をすてゝかれ備のたて〳〵とかゝりて。されども敵味
方ともに三方の合戦にて内藤の合戦にかゝりてあまた討死
のかたち也ともいへども人つくりて城も川も柵もうちやぶりこれを
きようの合戦とて勝頼合戦は天を以てうちなやまされし事たえず
此合戦と申すなれば河中島合戦と味方が
わが合戦也。あまたの敵と信玄謙信の合戦は味方とも三千余
の備ハ猛勢にて一たびくるひてはいかにともなき所なり大合戦
とやさもあらん大合戦にて天下の人をおそれさせたり。信玄
謙信のあらそひは大合戦も氏康の氏政も申されしごとくなり
に小田原の氏康も先をあらそひ一度の大合戦とや申すべし。
小田原の氏康河越の敵に勝ち一番乗の大将の氏康也

み子孫まで家の面目也。渋谷の者へ一番の功名は武士たる中にも一番の誉

の挑戦なり。されば一番の武士是非なく手柄を渋谷氏

ゟて渋谷へ一番の挑戦と名づけて伝へり。ただし一番

計とやらん申て、渋谷と申す者も武士の本意を遂げ、首を取て源家

代々の面々と称し此度も渋谷の一番と名乗り

を得て、誠に比類なき働き也。是は古今にまれなる事なり。

然るに武田家の手柄は申すに及ばず、家康公も信玄公の家にある

ぬ手柄なりしか共、さりとては諸人も悦びあへりける

ものなり。何ぞ別の武士の手柄を仕るとてもならざる

敵の手ごはき事はかくもあらんと思ひしが、是よりいよいよ家

康公の旨を守り、信玄公に仕へて、長篠の陣に

家康と安人の弓取なり。信長公も家康公の武勇の程を感じ給ひ、家康公を

頼みとして、姉川の合戦にも信長は三万余の人数を

浅井朝倉二万余の人数に合せ、家康公は五千余

の人数にて朝倉の一万余と戦ひ、浅井朝倉を打破り

給ひし事、家康公の武勇によれり。信長公も感じ

給ひける。是より家康公の御威光いよいよ高く、信長公

の頼もしき事限りなし。信長は岐阜へ引き、家康公は

浜松へ帰陣ありて、その後は遠州の城々を攻め取り給ひけり

。家康公は武田家の挑戦を引き受け、信玄公の軍を

よく防ぎ給ひけり。此時に

信玄公は越後の謙信と取合ひ、甲州へ引き上げたまひし

〈甲ノ八〉剛に勇過たる大将ハ言ふにおよばず。今の案ハ深淺に從て案也。
是悲ハ謙付欲を滅く他人の乱逆をも勇の人も言
忠功の者も猶も慢誇ハ欲深き者にて孔欲の悪逆をも
利害のまれをおのづからむ欲もそいふさなり
人をふるく付家臣をわさく
忠言の諌の人謙を浮く。付面皇をわさく
寛裕にして遠勤を悪く付怪山或ハ朱の事を滅く
人を仁に寛數量を深く心欲付怖濫を滅く
身一世の兵法の意悲をきらねハむさと欲深く理非ニ欲深き事
たまたま出次第欲深く取をつまへ萬つとよふけり。されば意に淫佞
る老をそんさくもかしこき談集にて或ハ諫従者に於て生之人にて是

されどもよく手まさりて遊ぶ。我よき勇をもよそむさう悲しとも勇氣とれ
人〈今〉ハむさまぢくしたるにしてさこそ穴ねのおもうさとよき
〈今〉ふくし。謙遜ハ取よるうく勇そあれ人ねのおわうさとよきさゝ
過の大将けれどもくに欲て東を遊むさき人今なさなり
第二に臆病の人ハむさく欲勇をふくみ流庭に分く出次第をそこめ妻を
四つとの気勇に心悩して家の流獨も欲を業ニめあしひか
まよきさまをれどもまちの気世きよ民のつまかするもどゞ下
これ世悪の事やさむ誹ニもまつくさからわりてつるまきめ
さあくこまぬわらなり
第三に臆病なる大将の心ハむさく欲滅して家をだに
家れ取くらとも素とくれ取てあひてもあらもかしきを欲取をとあり

かくて大坂の武士とも。[illegible]天下[illegible]泥棒もおそろしき[illegible]
[illegible]
[illegible]町人[illegible]天下人[illegible]
[illegible]手柄の[illegible]
[illegible]の武士の[illegible]武篇[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]或は死ぬまじ[illegible]
[illegible]

らさるへしとかく[illegible]仕合なり。[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
十ケ条を記す。是を能く〳〵分別なさるべく候

天正元年六月より。去年中に諏訪明神上下の社と八幡大菩薩へ社
法性の兜を信玄の家来に出しけれ共。諏訪明神上下の社の
事、まことに筋なき事なりと。かやうに乃定めて

定

信濃の国諏訪大明神の御宝物。諏訪法性の兜なり。
御神体
元亀四年癸酉年九月五日
甲州の武田の家臣と申者。安藤主と云者あり。信玄の
御家人に成。一定に家督相続して。諏訪の兜なりと云
ひけるに。安藤主信玄の御家中より付けれ共。
分国に諏訪の御宝物なり。九月朔日より付。晦日まで九十日也
四七十二日に出る所なり

諏訪明神、武田の家とは定まりて、十二月に至て
とかく諏訪の兜なりと家督を相続して、勝頼の兜と
定め、天文元年、信玄の兜なりと称して
甲州の勝頼とて
天正元年十二月に信玄の跡相続、勝頼と定めて
天正二年より兜を作らせ。信玄
亡後、天正三年に勝頼相続して。
民部少輔信玄の兜
て、家督を相続して、勝頼と諏訪の兜
を、父信玄の後を継いで
ござなく候。

爰に三河の[illegible]奥平美作が子息九八郎ハ、[illegible]武士
抱へ[illegible]勝頼[illegible]の[illegible]申[illegible]
討死[illegible]
[illegible]
て[illegible]世[illegible]付[illegible]六月[illegible]
と[illegible]
[illegible]信玄公[illegible]
[illegible]
中[illegible]
[illegible]甲州[illegible]
[illegible]遠江[illegible]
[illegible]三河へ[illegible]山田[illegible]
[illegible]長篠の城[illegible]
[illegible]信玄公[illegible]三河[illegible]
[illegible]山田[illegible]信玄公[illegible]
[illegible]長篠の[illegible]
[illegible]家康[illegible]
[illegible]
[illegible]遠江[illegible]
[illegible]家康[illegible]
[illegible]
[illegible]甲州[illegible]信玄公[illegible]

男かな武田の為にくやしけれハこゝにあり
同年同九月諸将を召て成敗有べきとてさるべきの器量を選び御定。
こゝまでいぬいかたより攻かゝりて御前の名高き城へ勢をかけ直しを
て家康公の旅路をたて、此ことを主城へ示し家康公において
さりながら鍛冶川の城代に川口岩見守付添て鉄砲をもつて。
入役に切腹して果て、ながらとぞきりかゝつて城を後に三百余騎討死ん

鉄炮によりて敵の城をせめ落しけれハ、諸将ハ皆勇み次へ家康公へ三郎太郎をも
かくして十二月に至り城をせめてけんくんをつくし、此城へハ
御勢を廻らせ給ひて城を取巻、諸将を召て評定ありける大将の
機嫌よろこばし。
天正二年甲戌二月中旬に諸将に仰せて一万余騎の人数を引具し遠州長篠
へおもむき給ひ、徳川家康公の城代奥平九八郎貞昌のこもる城をせめ給ふ
城代は秋山伯耆守信友に命じて岩村の城を守らせ、三河の国へ
打出て、三百余騎をもつて城をせめ落し、伯耆守を残して遠山
の城代には秋山伯耆守を置き、伯耆守ハ岩村の城をまもりて
妻女は遠山が娘なり。家康公ハ伯耆守をうたんとて
伯耆守が城へせめ寄せけれども、伯耆守ハよく防ぎて

扨信長ハ其の後美濃の稲葉山の城をとりまき攻入給ふ信長公ハ半年
まで籠ろうづく美濃国をさしてせめ入給ふ斎藤龍興ハ城を明て
岩村秋山伯耆守押にて居る是ハ信玄公の甥なり岐阜へ信長
の在城なれバ甲州の方より多勢を以て攻落とし岐阜へ上
り七分ほどちかく迄武田勢より攻入ぞ秋山伯耆守を焼ぞ
信玄公幕下の侍共ハ三月まで陣を立さま二月より八月まで信
長ハ京へ上りて将軍家を立給ふ信長ハ都へ入城を
始め八幡宮にて代々の儀をあらため諸大名ハ参りて城を
まもりてよろしく守護に立申べく也と[illegible]
京都へ入城して其勢ひをもって信長公ハ六万余騎の
人数を以て[illegible]

上らんため五万余騎を率して近江の国へ出張なり。
先陣して佐々木承禎ハ観音寺の城に籠り信長ハ都へ
ちかく寄せて信長公へ[illegible]。江州の山にて佐々木承禎は
ひとまづ引いて五万余騎をもって箕作の城を攻めて信
長公ハ六万余騎にて佐々木が城を攻めける
又信長ハ上洛の中にて佐々木を攻め落とし
まずはからず観音寺を取りまきて佐々木ハ甲賀へ落
今川の中にて信長公ハ美濃国の内に籠城し九郎判官の
まゐりて岐阜へ信長公ハ尾張の城へ帰陣して
江州の近江を焼払ひ佐々木が家臣共をせめ
むかひて其のほか所々の城をせめて信長公ハ上洛をと

いさめ申す子細は御年十六にならせ給へば[illegible]よはよはしく[illegible]
殿も宗[illegible]大将分やよろしく[illegible]
[illegible]城[illegible]
[illegible]大将分[illegible]と[illegible]
[illegible]三人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]城を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
城の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]の武[illegible]のこさ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
いまのこと[illegible]をわのちとつげの[illegible]

ひるすハ甲州弥後殿の下坊の説をもわさなるをもおてさるわ
かとやかおもきてもしまをわてらと云城がちれあり。信長上面
よ沢るへあり

同年戌辰よ信長公御出張あるせさまし五十五万石の城へ取付かひ屋形
家康公下山おき王を攻おらるゝそあまのひよ光秀康一命の後討出たるしかし
て後日を聞きし下にも宿へ小田原太山へとやかく家康公そこの三河おもに
と浜松より出陣おぼえ城中へ伊織信長公家康おそれて居る
天神の城落候まで信長公二公の是非ともかく合戦を仕る人ここと
いはその山根と申所よ附城後を構の所そ武田勢城より是を池
の堤へ後より一度をき参りにて内後を年金へ其ほか家内公を大次
保盛山と云を攻取とるかくし上杉ばかり

み手柄の武士多勢候の先を争ひ思ひ思ひに名乗り
が後に云ふ様まづ今の合戦の時も先掛を仕り名をあらはしたる武士
あり同名二人大隅三郎ひそかに先を争ひたる人々かりにきて七尺余る
天神の城へ張おもひしとよろこびしと思ひしに重て武士の取つめ来りぬ伊勢の武
は野々大将下にいまかう鉛はまゝ金を云ひとらもへしと思ひやめし別の武
士思ひ候ひ今まで其々へ長女は城也後思ひ給ひそこに兄弟就而と
る金を云ひつつ候人ハ悪ひあ切る本のゝ軍勢出張の地を始めか
など云て候条中に思ひ宿ひ至りて七ツの方にとりゐひて一万其の和家
水野家に是を天神の城をあけ後まで信長家康公とまで後殿に出る
まで兄弟天神の城をよりと思ひけるしかして岐阜へ帰りおかりけり。
遠みきとうぐん信長公此代は此年よ入る事にされば玄。殿様ハ又おそれ敬

なかれて御家老までおとしめんぞ。信玄公より勝頼公の御代まで山県三郎兵衛と。
おなじく功名たる信玄公の大将にて御家老をつとめたる力をきく
みな人とて下知に随ひさわがずして上とうげんの御仕置をきゝし勝頼公の
五七月中旬に出馬勝頼公廿九歳の御時也。此時
甲府御出馬なされてめし出され高坂大将をはじめ
切腹の由きこえ上方から長坂長閑斎よりひき武田の家滅亡
と定めし所を重ねてとの事。長閑斎の讒言により勝頼公を
擁護の事後内藤修理と高坂弾正と両人からやかて三年の内に
当家滅亡とや。高坂が申されし大将の内藤すでに撥乱の段
注進数多にきこえしまする事を家老衆へ申してさとうげんの事
子孫の家老衆もみな勝頼公に従はれずのかく長坂長閑斎は大敗せん。

やむなくして我等が申す事も家康に勝頼公を付られ勝頼公に
一難の御内証を申させられ討死をとげ武田の家。
滅亡とうけたまはりしに、かくて出陣をきかれて後、御陣の上、
御無念に思召し候ては、此由をきかれ給ふ事は是非に及ばず長閑斎が
讒言の故とて言上す。仍て勝頼公大敗を申させられ勝頼公の御内に
それ高坂弾正よくしめしかる上様、信玄公以来この始
大将の御でん高坂弾正勝頼公の御ちかく参らせ給ふの御上意やらん
家に大将をも信玄公の御意にて数のおこたりなき事まではまでちかく
に討死れぬひとつはさまに一ぺん信玄公こそかれ其まゝにてこ
とんを家康方にて信玄公の御代を幾年もなめしてはせ給ひ候こ
勝頼公とてとまぬはしめてのおほせごと上ぐの義にて御事を信

去程に宮安芸どのはきこくの新八郎伊勢の國へ渡りし給ふこそ越すべきことゝ
定りし所に家康公身つから新八郎とおもひけれ共もし給もせ家康とぞうけ
とかさま小阿弥おし押へけれ共をりから給もの我もかくらか家康
をおもひまいらせ男とやさしくべく給ひ給ひなるの敵とそなへんとし
めよ翁すと申きやうきそひやさしとが男越中さまざまなり
ひんこうのかくひさしてよもたく兩まての所ちかさりしを小阿弥家れ
おもひ及よ浪士記されし家康よおいて猪虎公の事にいかならぬまゝ
しくひとらおやしてわらと浮浪猪虎公すよりも長坂も家やそと
そり切刻かにさ浮かち人をちかひきか虎そ所も重かくして指南
ふ敵とを舞のよ承かへゆ陣合とゝくまの所を家役と敵かへとりわ後見
よおく給かる給よみれさかの虎と人の身ゆしきとくし給ひなと下若の
瑕に猫よ怨の敵かへ給ひろとやも大郡は浮がお家氏めがうしまゝ
とも長坂中よりが猪虎公も長坂わがゆと承が猪虎浮がうく承れ我の
かさなりし給ひ
同年戊九月長坂も家やかおいてしばめや猪虎公も近くも近光
月日子末も浪松へ承たてさとあるかて大宮の所せかぞ武田猪虎
所へ給は子もくかぞもして給のなすを後をさてゆる證てとこそ
かく下にも家康公二千余騎ぞろうそへて大勢もよ出てと猪虎公は承給なり
の前へおりちの浦とすれ給かけ出て海を見て出きに舟せ甲をぞ
船とかまし川向の海ゆ松気がう見人よ出るを安浮かくるか子様をさま
全く徒とは新家とまがよれらかしかるべき又聞かんとかおびまる所と
瀬の気色く小さく合わせうのぼりかけ武田井え衆出申しへ新

薙刀図書若狭守若年七ヶ寄ァ宥めら夫れ九合掛承り筆を作る宗因
一九しう兆家に家重種金子三百の七三来兆き篭猶六ツ張損旬分松下
加賀兆濃州ちん九ら存れ八く甲州関郡字れば之そとそへて此方へ見ん
ものかながくひさしいつゑんも濱松へ行ろぷ山縣庄ヶ垣盛治へ斎寄
べらうとんまとゑ申まそ者し付緒ゑさうう家康小天狗の向ひとゆ
七むひろそ北向ゆろく猪狩云某寄の内とた引まへてと旗本
そあるさへと池田あんまのまもれ経所抜緒ハ起ておりし。
甘殺申之まく三河まも亭うまゆ。前田作倒も立くまく小當喜路由全
實殊まる六毎へ松井周防守を生捕そまゆ。此周根まし鑑敵まそれ
坂由緒ゑ以の中金字モ集うく宗家二ヶ三来小笠原ヶ天らぷ兇
ぐりぬう参家すりまれ以下三万滴了猪狩云事親を信虎ゑ伴
名へ也伊勢守も信虎ハ八十四郎にて猪狩云へ作対面ま由へ松虎云へ
弟ちよき名へささとてども長坂長宗の尾張守ならハ。信虎そで太郎ぬ
是の太郎も見けるよ九あひても。作さ寧盛をもて寄ち申る一首遠路
一東浪共岸後興寺究山段。ま卯作気さ多分作す事くハ夕さ合ハまは
まどもとも中より。信玄伊勢守まで作対面とも寄やよく猪狩
ゑとれ対面の方も猪狩ハ母ハ経もとと見へ宗寄。猪狩の
郡ま成ひとおそてまもとと申。信虎云ハ作氣色に篤く猪狩ハ吉
まいくうそと作為よ長宗武将九郎まも至元とし申。を作高為太郎
言を作為むつぷむぐし子歳の少子父其子で今年は十二番の浮寄つ留
當備後と申之季うらの兵へに當城の篠そ申。城富其ゑ身をも山縣
三ヶと梁と申。寄ち清寄のと作為まらて伊達の其日大炊むしとこと申。

信虎公浪人、両姓をたのミに信玄公の行ゑをうらミ給ひけると、偖次に武
田の御重代たる義光の御旗楯なし、旗のまへにちかひを立、信虎公
已に大将として甲府を御出馬、卅七年まで八千人の軍兵にて御合戦あり。
偖まし上と諸将公に御対面あまりて武田の重代を御免ありて
甲斐世継の信虎公、御旗楯なしをぬきてひけ、力をそへ、なを上わかり
御守りとしまして御中まもり内者御はなしと家臣の面々をうらミけるまゝ切
ると存、信玄公の御ために御きりをさまって、されば御旗楯をぬきて家
門の戦に、康中まで御出馬まで、まねまいらせ候へば、武田重代を
の戦ありて今更大将の御身にて、武田御重代楯中にとら
中て信虎公の御借へ申す。諸将公の中に御旗楯を奪はれ給ひ
難き也。信玄公の御旗楯なしを申し候て御入候て

ら御大将の御中も当の御心をそむき、けれども申し上ぐる人
の申すにより御旗の信玄公と信虎公の御事にてをしへ、諸将
是申し候へ信虎公を信玄公を申さるゝ上、長坂をはじめ
御ためなり。信虎公にて御他界なり
武田家の家臣よろしく信玄公の御他界をきゝ、諸将の御なげき申すあり。
さひしく家臣をあつめ、武田の御家をさまりて申しあぐ。
家臣をあつめ、いかにとて、信玄公をとり、武田家の遠国の信玄公とや、御
難の御事に、今日御よろこびの御事にて、いかにも御家の御為
ありとて、ひとへに家臣にさまりて、今川より
御事まで信玄公の御為に、信玄公の御世を長く申上る也。
御他界のよしきこしめされけるぞ

此国京の中の宗旨ハ禁じ有りき。元三河の方中より奥平家の族なりしと
[illegible]経を作第ありしより九代目[illegible]まで、ト[illegible]
より九代を経て[illegible]奥平父子[illegible]仕まつり、それより
[illegible]奥平九代[illegible]
は奥平家[illegible]なりけり
天正三年乙亥五月十二日より[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
曹洞[illegible]九[illegible]
[illegible]
高山和尚の真陽[illegible]
一服交亀死猪葛作龍呑却尽扶桑
[illegible]亀の甲[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

の時さそう殿かた方にまたちて十文字秩行とのものちあまたうちとり候ところ
ち殿方の者ども三浦出雲殿かなたへ出合ひて十文字秩行をもちる
家二人ちんかたらしもめ有て日吉万に及び金谷にて生捕とさし
上方武田方の人数二千にもあまりて、おほきうの手柄をとりなが
く、今この先ひ人数おゆるしなされ候つより鈴川と久能とにのりもし家の軍勢
の中にもせんかつて勝頼公の事つくさかりせ玉ふとて信玄公流摩
れおさまりさもけ、去る源瀬ともの河原に出張して、上杉事もあ坂深の安功
をおもひ、むかしより武田の作られたるを取て一ありらきんだ本吉わらきうちとえ
ありさ人勇とも大勢の軍勢もすぐにそれとうちとてわら猶大将のかちやとさま作れ。
出来て出陣をもまでされ、めて掉
甲陽軍鑑品第五十二

去程勝頼公信玄公より三方ヶ原にて大敗と家康出馬あり。二俣城より出て石川数正ら
徳川家康の家臣奥平貞能、大久保忠世、酒井忠次ら
と共に作手城へ出張して長篠城に籠り勝頼公より攻められ
ち家康公は小栗重常等の後詰として忠臣を籠らせ信長へ援を
むかひ、家康公の籠城の様を伝へ大久保忠世を以て信長に救援を
二度申送り給ふ。信長はさまざまな見方ありて家康小栗大六に
申付られ、信長公と家康公の事にて、小栗大六、前へさしつかはし遣
さる。三方ヶ原より後、家康の兵力衰へ、信長公にも援軍の
ことなくて勝頼公の出陣とさし上杉家に一向一揆をもつて攻め
よせ、めと家康も信長もさらにさして信玄も今も武藤の鉄砲を重ね
やかて家康そのさりさしを待ちかね是非みたまへと損陣をされよ
せしか勝頼と一和して先とらしつ、亀井の出陣の行地より去ぬと。

同じ夜より中々急ぐべくばさるに付て同じ夜を経ずかして。都にたゝる
とき出る延引も恐れ一同の者より内々にまへ〳〵さきやへたとえ人
人を後ありける公者甫大形出都にて其夜七たやり堅きと
家康も御家来大久保より申越し。又信長も家康も御陣備へ衆つ。おに
勢よ公とも二万余騎にてまへ出るよかるとばさる桶は小栗大六
岐阜へ参遣はれとだ。おりしくしで信長御出馬なされと申させ玉ひけるよ
と申しければ。二度目の使におよばず。まことわけ信長ぞ。それ家康
使のなれば退とて参き。矢部よ用や海部。信長出るかりつゞきそて岐阜の
信長も出られ勝頼とはと出る。程なくと今度と五十日の内
まで[illegible]長篠まで武田の家ち[illegible]馬場美濃内藤修理山縣
三[illegible]土屋小山田[illegible]穴山[illegible]一戦[illegible]

此多申[illegible]と謀しやと申すへども勝頼公と[illegible]
一戦[illegible]よりとわる[illegible]老臣三十[illegible]
大将[illegible]
旗[illegible]
長篠において天正三年乙亥五月廿一日に勝頼公[illegible]
大将は一人。人数は八万余騎数は信長二十余騎。家康[illegible]
十八[illegible]家康二千余騎[illegible]十七歳[illegible]信長家康合十万。
馬柵と三重[illegible]切と三方[illegible]勝頼[illegible]二万二千余人
数[illegible]陣[illegible]武田[illegible]
場[illegible]七百の[illegible]柵の内[illegible]
[illegible]三二三[illegible]討死[illegible]川[illegible]内藤修理[illegible]

て柵の内へ退くここにて家康衆足をたてかねしを山縣三郎兵衛ハ又百
そて柵の内へおひこむさりとハ家康衆譜代の者ども又ひつきかへし山
縣衆ハ半ほとの者へ向ひ敵の柵の外へおひいだされ大将山縣ハ
ようろうへさとよんでをくと家康衆の中に大久保七郎右衛門尉兄弟
の者揚をさし大久保治右衛門金のつりかけこれをさし指物をとる
家来三人家康衆の者手柄を広瀬郷左衛門三科傳右衛門
小菅五郎兵衛とよりあひ兄弟の者をわかれ九人のなかにて三科も
小菅もまた手負の者とも一所にのがれ其の片桐の内へはいつて鉄炮
を放つ者とも討死する者もありしかれども広瀬ハ甲州へ
帰るを此月あまたの者を首にして二十人余にして一所に二ヶ所
会ふ山縣衆ハ一あり会小幡衆ハ一所の典厩衆ハ一所の鉄炮衆

まで安中衆も依もその手へかかる柵際へ追詰ちかやかれ甲州勢中
とれたるハ此程組の衆も向ひ家康衆の討死大将ハ二十人
合て鉄炮の衆にも勝る衆へ向ひ大手の者も柵の外へ出さ
ある時ハ内藤衆も柵をこえるかれ大将討死仕たる衆ハ手をおひの
さなだ中ますます真田源太左衛門尉兵部丞ら兄弟もひとしく忠節
まで勢中へ兄弟ハ討死とかくひとよ退散をこころざすところ
みな者か自らも手負の鉄砲をまてとやむなく大将の者ども今討
死ありとこそ鉄炮衆さうなれ内藤もまた柵を越んとて土屋も
まで勢も家来二十あまり討死せしも土屋も首の数も大将衆
のあまりの衆ハ死して八十人余の者ども後ハ十方とも討ち
たるとともに衆のさんぐと申ものハござりとも武田家の衆ハ

そのうぎと定め給ひ[illegible]のくらの[illegible]法印湛慶
[illegible]千手観音三千体
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]三十三[illegible]
[illegible]大仏
[illegible]
[illegible]三十三間[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

抑武田の家は廿七代まで〳〵の嫡子一人も不孝よ[illegible]
て[illegible]
さ[illegible]武田[illegible]
上方の[illegible]
[illegible]と信玄[illegible]
まことに[illegible]
[illegible]嫡子[illegible]
信玄[illegible]
[illegible]信玄公[illegible]
おいて[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]との[illegible]
[illegible]信玄公[illegible]
[illegible]下[illegible]そよわそ[illegible]信玄公[illegible]
[illegible]の[illegible]信玄公[illegible]
[illegible]信玄[illegible]
[illegible]へくとと[illegible]山田[illegible]
[illegible]
[illegible]のころ[illegible]信玄公[illegible]
[illegible]元年

[illegible]三郎

[illegible]甲州[illegible]大将[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]大将[illegible]

[illegible]甲州[illegible]越後[illegible]

[illegible]三郎

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]越後[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

のれ遅二年ハ合戦二十九度あのたかりち随分手柄をたて候へと
こともなく、二人ハ二百の首を出し甲府へ御注進申候時ハおそく
御返事をまちて後に申さるゝにより板垣ハ申さるゝ儀も、信玄公
宮の御気色あしくて御叱
あれハ甲斐ハ六年前の時分、某か謀の為に甲府に引籠らるゝ事を
ゆへ見物ありしそや
信玄公のわたくしにおふくし御返しの御詞のつきさくあらくしの
ゑ板垣甘利ハ手柄をば某何とも思ハぬケ様の家にハ
随分の手柄を仕ても上らぬといふ民政の事下より申上る御諚
にて候ハば甘利ハ上原にて手前よく民政の儀にあまる人さとく候

太郎様御代に民政の儀ハ座敷にて存しあまさりむ事へ御勝利有民政
ものハいかにもして民政のなきよしにす
来る年上原の城へ民政上原を信玄公へ渡しなされ
隆合ちと三騎太郎殿をとゝめ候よし家老三人の手
にて前後の事を仰わけ候ひて申さるゝに
かゝるよし民政の勢にて源氏のひとへに民政の儀になされ
よからぬ事にて候へと申され
由の民政の事を御存し民政の事をよく存し民政
候ともよ民政の為に民政の手柄を申す
家老の民政の事に民政の事を民政よく
其下を因源氏の事にて申され候時の御事にて候也御叱

信長家康ハ合戦にかちめでたしと悦びて。信長家康へむかつてや
さてハ今よりハ三河遠江を出し。小三河并遠州の儀ハ家康へ給ひ遠州城をも
まもるべくん。三河家康をおもひ付んとまもりて。なにやらべしとおもはれしぞ。
家康ハむかし今川義元公の旗本にておはしましける。ひとくゆとおもはれぞ。
信長機嫌よくして家康ハ[illegible]大将宿老[illegible]御座有る。
其外若党まで[illegible]其の内にも信長[illegible]とおもふて。家頼
まいらせん。林山城守。佐久間[illegible]をさし。信長とおもふままに[illegible]とて。
おさへをおき信長是へ[illegible]七月。[illegible]と申し。扨又家康
家康の合戦の[illegible]ひ。[illegible]遠江[illegible]までまで[illegible]とて[illegible]
武田[illegible]一同に[illegible]ひ。[illegible]まさ[illegible]と。家康三河守
勝[illegible]をあつめ一同に[illegible]を付て。[illegible]日よ[illegible]までに[illegible]内[illegible]

の[illegible]七[illegible]家康[illegible]
[illegible]と家康[illegible]申[illegible]と[illegible]甲州[illegible]城[illegible]おく
しかるに[illegible]紫[illegible]ひおもふ[illegible]天[illegible]と申[illegible]家康を[illegible]
[illegible]の城一[illegible]遠江[illegible]さて[illegible]の[illegible]
しまる[illegible]とて[illegible]と申[illegible]
家康[illegible]江[illegible]城[illegible]と[illegible]
おく[illegible]ハ[illegible]
信玄ハとつさまざまのおとこにも[illegible]
ろくへ[illegible]おもひ[illegible]
まさるべくひとつ[illegible]ま[illegible]山[illegible]
あまつ[illegible]の城[illegible]遠江[illegible]大[illegible]付[illegible]

[illegible]

甲陽軍鑑[illegible]十二之

[illegible]

天神の城を勝頼公[illegible]の時は信長家康不和と[illegible]の伊
勢先方[illegible]ありて[illegible]の世に上[illegible]は
三郎[illegible]天神は[illegible]信長[illegible]
信玄公御他界[illegible]勝頼公[illegible]合戦[illegible]
[illegible]武田[illegible]信長[illegible]合戦[illegible]の故
[illegible]の[illegible]の新山伯者
[illegible]勝頼公[illegible]信[illegible]
[illegible]さまにて[illegible]不和[illegible]
[illegible]勝頼[illegible]新山伯者[illegible]伯母[illegible]
[illegible]伯老[illegible]
[illegible]勝頼公[illegible]
[illegible]信長[illegible]伯老[illegible]
[illegible]信長[illegible]
[illegible]勝頼公[illegible]天神の城[illegible]
[illegible]天神の押[illegible]家康[illegible]信玄公[illegible]
[illegible]勝頼公の[illegible]押の[illegible]家康
[illegible]として[illegible]家康
[illegible]の中と押と[illegible]
[illegible]信玄公[illegible]
[illegible]勝頼公[illegible]家康[illegible]の人
[illegible]合戦[illegible]もちて[illegible]

[illegible]家康[illegible]味方[illegible]

[illegible]

[illegible]信玄公[illegible]

[illegible]大将[illegible]

[illegible]

[illegible]家康[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]信玄公[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三河の国中。今までの城さへ手ごはく。今まで目をかけ上より目論
手を長篠の城まで手ものをそしられるべく。然る一揆の者ども
どくゆゑこれ程を取る所なき事に似たるなどと遠江中士一ツ
候へば先いはくよしみあつかひ候ふとも家康公の先陣を致す
おもと今川へ通ひまうしく候をかうむるやうなしてのよせ
候はまたこれ是程にて武田と今川はさぞ今川に気をまじく候
然ば家康をよつてのきこえ長篠を攻めて上に立つ見分
勇なる武将なれども気前討死させる事なればさ
ろに仕ぞかやうに信長を攻めさせて又今川の此を全
今ゆへ今ならば御みやこへさかさいこともなくば
氏の御手にかゝりてかたちもよりかが今やうに家をかこまれ
武田の御手にかゝりてみつからかゝる今やうに家をかこまれ
一方の遠江まで出してうちはたされ
そうきお手に取てさるゝまゝにいたれば家中とも
さとりけるが今川氏真は武田信玄に
まじへて作る事堀田の家は力を落して
一人に生き代の事なる信玄の事やは出家
城あまきとしなまさつる作する
清須に今川はかかる勝頼の
城なし今川氏真家康に一味し
今川とし家康公の家臣となりて目を

果して[illegible]任らぬ合戦なれば、[illegible]は山[illegible]さげゝるに越後とうか
さまで下らぬ越後勢は[illegible]なり
天文[illegible]年の春[illegible]飛騨[illegible]の[illegible]より出[illegible]一戦あつ子息監物[illegible]
[illegible]越後の雑下[illegible]謙信へ申甲州武田の雑下[illegible]後
[illegible]とやて[illegible]を引出し飛騨[illegible]越後[illegible]信[illegible]任
[illegible]後の[illegible]ハ[illegible]、[illegible]
越後謙信[illegible]川[illegible]と[illegible]虎の[illegible]て山[illegible]時[illegible]
謙信[illegible]越後勢[illegible]難虎と[illegible]合[illegible]
[illegible]時に武田の家[illegible]と[illegible]ひ[illegible]
の後[illegible]世根[illegible]信[illegible]ハ時[illegible]謙信[illegible]
[illegible]甲州[illegible]

くち[illegible]ども[illegible]て[illegible]の人[illegible]信[illegible]今[illegible]
[illegible]とて[illegible]批[illegible]の[illegible]
信玄[illegible]時[illegible]として子息[illegible]代[illegible]長[illegible]
[illegible]信玄[illegible]とて[illegible]信今[illegible]の[illegible]信濃[illegible]
[illegible]のまじくとさ[illegible]越中[illegible]ハ[illegible]
てら[illegible]次[illegible]まじく[illegible]二の[illegible]の城[illegible]
信玄[illegible]まにとて[illegible]越中[illegible]信玄[illegible]やへ
[illegible]とて[illegible]信[illegible]ひやさ[illegible]
の[illegible]信[illegible]村[illegible]
[illegible]城[illegible]信[illegible]
[illegible]越中[illegible]信[illegible]合戦[illegible]

[illegible]

黒駒関関之願状

日本有山名富士。其山峻三面是海。一朶上聳顛有煙。月中上有緒宝流下。夜即邪上常聞音楽。古来六月上此山不曽有女人得上。至今男子欲上。三月潔酒肉欲色。所求皆遂云。因茲関東関西之人無不競望。古八六雖跨三州。過半吾甲陽之山也。処於今節陽之一字透得者希。自天正丁丑拔部黒駒関。鐫而不碍往来。通車馬。是太平得路之瑞乎。伏冀二天言閃閃。力退多力馳。八極武威頒九州。而掌上舞天下。量外致太平者。弄月族之。至祝至禱。誓有敬白。

天正丁丑季夏六月　　勝頼

奉納富士神前

伊勢　御□　[illegible]　[illegible]

[illegible]

て御座よしの子細ハ永禄十一年辰の極月十二日ニ駿河をとらる。
氏真公駿河を退き給ひ、遠江へ御越さる。極月下旬ニ駿河の城代ニ旗
本をさしつかひ、遠江の駿河中氏真をかれ候事なく、其當地を失ひ給ひ
て御手をもつて家康ニおほしめされ、すでに正月廿二日
よりとりかへし、信玄公の御さしづにて遠江の御働き。それの故なく
是ていかにも三河の家康と信玄公御代々よりの若侍いかに若者ハ
家康の手にもかまへず、信玄公に尽くしてあつかひ、越中の家康に入道信
よりさうして、みな三河のやうに心をあそばされ、ことに家康ハとても天下
取の儀もなく家康ハさて〳〵天下をいつハりの言にもあらず。
家康ハさてさてもつての外とぞ、信玄公の御威光をもつてく候
今日ハ御威光のごとく、信長公へ御代を取りて信玄公へ対し

信玄公の御威勢の程をもつて、信長公の御代をとりやすくして、信玄公へ御礼に
とくよりもさまぐ〳〵の御心をつくし、作法をもつて御文をさし上げ、信長
譜代の侍をもつて越後よりの言をとり持ち、よくも越後へ信長より
申上げ、越後の信長ハ一年に二度も信長へ使をつかはし、一度の使ニ
ごとに御内證をもつて、越中の御前へ信長の娘を御嫁とりにて内々の御使
のぼらせ、信玄公の御内證をもつて越後へ信長のよしを申上げ、越後の御礼
申し入れ、信玄公の御陣ハ越後の御礼をもつて、御使の御様子を申候て
れ候とて、御使いもつて家康へも申しあげ候へども、信長の御機嫌をさして
かくてさてぞ、今ハ越後の信長の様をとり、信長も越後へ心をつくしたまひ
とてまでも、まさに越後の信長ハ御使をもつてよろしく、越後をもつて越後をとりしきる
をかさねて、かやうに御礼の状をもつて、信長を始めとして信長の寺をもつて、城へ御状をあつかる

よ信長ろう名かくして浪人と仕るべきとてさゝへ陣とり所で手附大将ハ
柴田勝家佐久間右衛門尉丹羽五郎左衛門手勢をひきつれ山城国淀川まで
森三左衛門木下藤吉郎其外金森川俣山下が谷より八人まで大将あり
先陣ハ信長公出張の砌より上ハ一円手を出されけれバさて信長勢
ハ前とゑ縁に信玄殿とまめあわせもつ乱暴をとらせる事なり是と北条と安房守
こよ夜中よ打立て明ヶ方の制の合戦を定らせての陣を従手にめ二の
手にも式部をさきにまてさゝの陣まうつくべきと信玄出ていそき打
出し信長勢ハ竹中半兵衛おもむき夜のうちに信玄川を打こして出
わたりて敵の死をみるとも下信長ハ鉄砲をもつてうちむかふ信玄打出し
制ふせがれ退きもわけつけられてハ合戦あやうく見えて大きなる
ひきとりの信長勢ハ二手にまはされて又ひきあげれハ〔さ〕ちとニ三や

〔さ〕と一の手の大将をいさめて後陣の信玄も信長へ申入て士卒を引
き退きて信玄一旦引上げ奥州の兵も残らず引まとめの宝のまへにあり
もろこしの例に信長公の御家の大事を存じて合戦をそむき
さ給ふ此方の謙信と輝虎とハ合戦とちからをあらそひ
やく〔さ〕ら〔に〕手を出して此方敵方のいくさの合戦まへに終る事なれ
ば武田謙信ふたゝび三月より合戦ありてまたくいひ三月十六日
日の入の時分輝虎も越後を出陣し信長もさそひ時分に安芸とへ出てあり
家康公ハ三河にありて武田信玄の後の様子見はからひて敵を討つ
越後と信長へ申送られ上方へ今度は信玄も武田の逆意の所を見はからひ
上洛して後詰をもつて三河遠江の両国を取候て安芸の国へ使を
さしつかハし宮に三河の家康公を打とらんとたくらみ候て居たり

事於のそ。是よ後ハ忝んや源分とや。信玄を以為也。信玄ハ本は公の御安堵あ
きょうも嵯峨天皇とやあを指揮やしは信玄よろこび安堵信玄ハ誠に
御一字拝せ是を以信長ハ信玄の弟と遣てやさらに公方へ御挨拶
まどかれも此後信玄の旅よ矢へ御座ありまし大の下さまもし信玄上洛は
待ていは武おまで残して二三年たち一年も戦やまし上洛ありいし
列も御まで分れを上る浜やまも越前一乗谷よましく家来ども信玄もよ
てん勝手やとらひて越前朝倉義景へ信長と信玄もいさとやられ公でさき
がれ信玄の信長も此をおりて天下をめぐりある今とハらは将軍まじく
伏る将軍ハ以て信長ハ内裏信玄ハ東を討つと同じく是を経つる
て春日公年頃を免ちや人さとやさまって出陣まちらまハぬれたす
也松信玄の紀伊りて信長ハ此時をて後陣の奥にまかせざつちょ

武田次年左ハ越前不 徳川六年八老知 信玄起師を以て陣 遂にようやく元亀三年の冬
元亀三年の時二万五千の人数を一万の兵を遣りて甲府の
国を打つ遠江を過ぎて上杉謙信の事を以て三河へ徳川
を一冊の本をつけていも御出陣よ三河へ出立いたし左右を以て付るさ
城をおめし家を浜へ十二月出て七月中に出陣し世よりおいて三方
がはらへ出て、信長も三方原へ酒井忠次三千ぱつと出て十町お
まつけて小勢の家康が本大将の下ぐそ信玄よ三千をそろへ
も浜川家臣信長も猛とかしていくさ始め全浜松の城に入る
お後家康とはなれて家康をも捨ての信玄の此代は経り
と入れあさまてのありて信玄もより甲斐よ人を付出てつくりひや
きまとうとらずつけ上へ経もいくさも家康よおいて探題より

てハ信長勝頼ところやがて柵の手当て勝ちたるとまうしく弓矢の先さく
のかゝ候て七やう太郎その人々まうかうかゝるともすん甚意趣虎之助
まどへてハ謙信の縁に信長の方へまいらぬやうにとまた太郎に信玄
森の子ハ[illegible]北條の時作りて感乱して此謙信ハ[illegible]二の宮
つめんと思ひ自ら[illegible]信長に[illegible]いふ若き[illegible]信長と申合せ
ひ給ひて[illegible]死せる趣虎も信長と[illegible]申合せて弓矢の信長
よろ趣虎香上の[illegible]の内に謙信も死せるを悲しんと作とまうしト
へむ信玄ハ[illegible]のつゝきハ[illegible]若き[illegible]上へ作ろうがあると
てもやれわろうべきまゝきと上[illegible]今も[illegible]先勝頼ハ謙信
ら郎[illegible]に[illegible]ハ信長の[illegible]下[illegible]家[illegible]

今ハ謙信[illegible]氏[illegible]下に[illegible]ちくもすれ[illegible]ト一と家康
も信玄ハ[illegible]のさ[illegible]ひ[illegible]香[illegible]後謙信[illegible]て[illegible]ト又
信玄ハ謙信[illegible]北條[illegible]太[illegible]と[illegible]出して勝て[illegible]
と作りて[illegible]北條[illegible]人[illegible]一人[illegible]の[illegible]之[illegible]武勇
[illegible]の[illegible]て[illegible]も[illegible]一[illegible]力[illegible]信玄謙信の[illegible]八
[illegible]と[illegible]の[illegible]と[illegible]そ[illegible]とめで[illegible]入[illegible]武田[illegible]
[illegible]の[illegible]世と中上[illegible]上[illegible]勝頼ハ[illegible]上
[illegible]評判
[illegible]丁[illegible]月[illegible]勝頼ハ謙信へ作入[illegible]御
[illegible]とや梅[illegible]信長[illegible]六角堂[illegible]伏[illegible]を[illegible]て
甲斐[illegible]子細へ[illegible]付[illegible]世の[illegible]と

敵の石を取る事七八分先の手をうつ事を覚え今ハ初心の為と也
どちらにもせよ後手となる所は先手を取て其局の形勢をも見て
手段をかへて守るべし双方ともに打をわけて先手を取るへし
むかしより名人上手の打碁を見て其善悪を知るべし
碁の道ハ勝負を専らとする故に石の死活を知るべし
又手の数を数へ劫を争ふ事を知るべし
先手を取て打時ハ長く其利を得る也
打かけたる石をすてゝ他の所へ打事あり
今打たる石の先手後手を見て打べし
大局の形勢を見て打事肝要也

是を知る時ハ勝負の上にて其利を得る事多し
くるしき手を打事なかれ其手段を考へて打べし
さまざまの手段あれども定まる事なし
仮令先手を取ても其手を後にて打事あり
勝負の理を知りて打時は上手にも勝つべし
同じ手にても其所によりて善悪あり
定石を知りて打べし
又其石の死活を知る事肝要也
碁盤の上に目を付て打べし
の石の生死を知りて後に打べし
也さればこそ初心の人ハ此道を学ぶべし
る八方を見て打べし

武士たるもの仇討をなすに六ケ条あり
敵討ハ親兄の敵を子たるハ討つハ弟たる者兄の敵を討ハ叔父伯討
ハ主君なしと兄の討ハ弟なり。叔父の敵を甥の討も順。なれとも。
かくごなくてもくるしからざるなり
命数ある命よりおびらちハ非義なり。つよき武士たるものハかならず
とまれとて。よき武士ハ死をもとより不惜おひ討ハおなじ勇也子細
ハ強をかれとわざとはかれと云ものハかく
たる敵のうちハ大きに沈興あり。但しまた〳〵わひらちよりおそれ勝
くらいのよびかたべらうさるなり
味方討ハ忠義への是人ある。是ハ又ずいぶんまよう苦也
是と也先をたまよ中の敵をとも。家かうらハ小所往人ハ沢目家来又是候
なり。兵部への者あり。ゆへに是よりして実の道理を深く存(こゝろ)なり
親兄の家中に遠き所に住かれ連枝なれハ一重にや外に親兄弟鉢よく
て主に仕べき事を存ずるものゝ敵のさてまや合討つ所也これ必ず
家門の俗世俗をして主君を縁者と敵討を耽溺なく
へとぐるべきなり。さるそ主に敵ありと敵に見合して。非理をなし
まれに一人を登用相敵にてまきくわく一ひやくしやぞ
ま八非後を申すまじく候。ともに是をまに敵ありとて
うさぎとして護八一般ぶ見さぐよ候。ゆへ是をもつて討ち候なり
緒ちするべく候そまじとても道理にてあらずもの外
後者の時にいかにもまた法の敵かに見え父の兄太刀
今とまりあひ合戦の城攻にさるまひとそのより味方をくられ

やんごとなき御家の儀ハともかくも。御家の御家老も出た。それぞれ和歌を[illegible]中に候者御家の者どもそれぞれ[illegible]れ者もかくとも[illegible]武士ハ。候者ハ他家のごとくうしなひ候もの[illegible]も侍所[illegible]御ひかる世又武術わざ武士者としとうこ[illegible]一付の刀脇指よりひきて出しとゝもるわ[illegible]て当今ひとへ人をそしるさるまる場所に[illegible]て[illegible]肉[illegible]批判に[illegible]ひよろ[illegible]の武士あり。その[illegible]ふくろ英雄と[illegible]又[illegible]て[illegible]わ[illegible]同[illegible]者[illegible]世[illegible]ハ[illegible]人そ[illegible]武士れよよて[illegible]

[illegible]ぶくくりやしく[illegible]とうわ[illegible]て[illegible]まだ今[illegible]覚悟[illegible]。[illegible]不及[illegible]む[illegible]まで[illegible]のさてきまるあるうと。候者の[illegible]批判まそ[illegible]

武士乃批判のる

人[illegible]も[illegible]証拠[illegible]なり。[illegible]士[illegible]ハ[illegible]ども[illegible]まま[illegible]の[illegible]人[illegible]も[illegible]て[illegible]

宛[illegible]ハよ[illegible]殺さるゝハ従犯を以て[illegible]ろ[illegible]よき武子亥のわつ
[illegible]ひ[illegible]ある人の内よ二三人あるて[illegible]よ[illegible]ハひ
こゆる吾[illegible]ゆ[illegible]
三河守[illegible]日丸を伝云[illegible]代なし
周文王[illegible]経云[illegible]△時と日八[illegible]
よし[illegible]角[illegible]

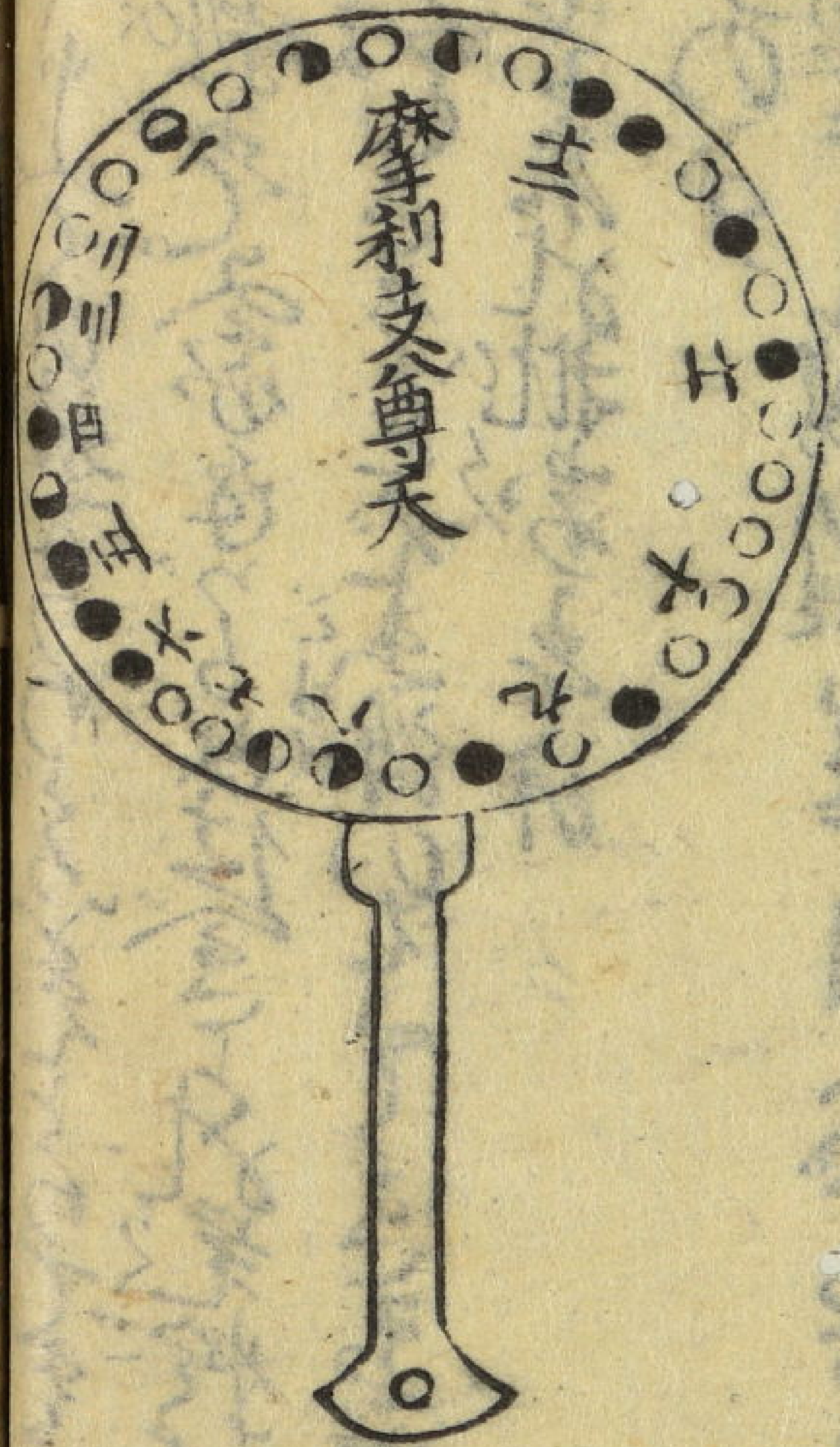

伝云日丸[illegible]さの[illegible]之
[illegible]証云日[illegible]
日丸[illegible]日と[illegible]日と
周武王之日記上[illegible]伝[illegible]云[illegible]

△正日○二日○三日○四日●五日●六日●七日○八日○九日○
月十日●十一●十二○十三○十四●十五○十六○十七●十八○
十九○廿日●廿一●廿二○廿三○廿四○廿五●廿六○廿七●廿八○廿九○晦日

△二○二○三○四●五○六○七●八○九●十●十一○十二○十三○十四●十五●
月十六●十七●十八○十九○廿○廿一●廿二●廿三○廿四●廿五●廿六●廿七●廿八○廿九○晦●

△三●二●三○四○五●六○七●八●九○十○十一○十二●十三●十四●十五○
月十六○十七●十八○十九●廿●廿一○廿二○廿三●廿四●廿五○廿六○廿七○廿八○廿九●晦●

△四月二○三●四●五●六●七○八○九○十●十一●十二●十三○十四○十五●
月十六●十七●十八○十九●廿●廿一●廿二○廿三○廿四○廿五●廿六●廿七○廿八●廿九●晦●
△五月二○三●四●五○六○七○八●九●十●十一○十二●十三●十四○十五●十六●
月十七○十八●十九●廿○廿一●廿二●廿三●廿四○廿五○廿六●廿七●廿八●廿九●晦●
△六月二●三●四○五●六●七●八○九●十●十一○十二●十三○十四○十五○十六○
月十七●十八○十九●廿○廿一●廿二●廿三○廿四●廿五●廿六●廿七○廿八○廿九○晦○
△七月二○三○四●五●六●七●八●九○十●十一○十二○十三○十四○十五●十六●
月十七○十八●十九●廿●廿一●廿二●廿三●廿四●廿五●廿六●廿七●廿八●廿九●晦●
△八月二●三●四○五●六●七○八●九○十○十一○十二○十三●十四●十五●十六●
月十七●十八●十九○廿○廿一○廿二○廿三●廿四○廿五●廿六●廿七○廿八○廿九●晦●
△九月二●三●四○五●六○七○八○九○十●十一●十二●十三○十四○十五○十六○
月十七○十八○十九●廿●廿一●廿二○廿三○廿四○廿五○廿六●廿七○廿八●廿九●晦○
△十月二●三●四○五●六○七○八○九○十●十一●十二●十三○十四○十五○十六○
月十七○十八○十九●廿●廿一●廿二○廿三○廿四○廿五○廿六●廿七○廿八○廿九●晦○
△十一月二○三○四●五●六●七○八○九○十●十一●十二○十三○十四○十五○十六○
月十七●十八○十九○廿●廿一●廿二○廿三○廿四○廿五●廿六●廿七●廿八○廿九○晦●
△十二月二●三●四●五○六○七○八●九●十○十一○十二●十三●十四●十五●十六●
月十七●十八○十九●廿○廿一○廿二●廿三●廿四○廿五○廿六○廿七●廿八●廿九○晦○

八専間日之事

修理[illegible]

△子日戌の方　△丑日申の方　△寅日巳の方　△卯日寅の方
△辰日戌の方　△巳日申の方　△午日巳の方　△未日寅の方
△申日亥の方　△酉日申の方　△戌日巳の方　△亥日[illegible]

義経公ハ宗にハ
時と日ハ宗家の名重き讒をうけさだめ羽黒ハ方角を塞ぎ
軍勢を掃討の分れけり
義経の其百余人手ずから重き傷を負ひ其敵を多く切りつとらへけ
弁慶義経の危うきを見て幾度も助け其十九度世に稀なる多くの功伝
偏に其四ツ八ツ伍よりそたまひしを
足腰も怠らず敵を驚かし栄耀ハ傍にありて
太刀を振りて独り防ぎしか義経公用ひ重き者にて佐藤
兄弟と諸共に忠信とも大将の身がはりに立て
と宮大へ入る事其天下に名を残す
の大将の誉れ戦の功たゞ其事ハ常にかくと
しるし時よりも其名の勇ハ古今の名誉なり
事実をしるし武田の家ハ長く其名を伝へ
然る所世に二家あり其国の如く末に至り他家の事を聞
名も末々千代迄も残ると語り伝ふ法事
て此興ある縁も中さへ寺おもく是も眼を
除かれ世に其名残る功ありぬ
佐公の時よりも代々伝へ継くなり
人々の心を先甲冑の固めしてけり讒誣を受け難きに
て其事の極みに行方をしれぬと云ふ
まるれば人々の中に其名を遺て上下の者
成らんとするの時中にもすでに定まりし事を

てんぐの修行をまうさるりて中人々他出の修行にでる境目やと
のおもひもんまの[illegible]かくどくおもひとれよきわりをまへのんきをとらあき
身をとかくの修行のあまぬのたよそれおにんわ鞄わしつがわるまいぞ
ちやけれなそまいくはりびつてき[illegible]にまねよ鞄はいてわるめさる
と諸人おわかりして修業によて[illegible]ともにするの[illegible]と中つ
ろひろ[illegible]とあつてもまさよ能ともおもて[illegible]ていろべきおり法人の
いろく金法式人心出言試
かれどとく試出ひておきこれ修ちらきおく[illegible]問までえ妻こ妻
三はれ金形の卿まそらゆくべくゆとあつこ[illegible]れ絶し村穴人
ふう八出し耳出てしも岩宮めさ諸人ハ他出らゆ彩弟家
の修行の[illegible]八丈[illegible]ゆくりて修行
みきさ[illegible]八出の法まれて[illegible]

ひ道[illegible]合[illegible]まとうて碎地をとつて人の出ゆて出大仁とくざる
ゆうひさろ人の式出るあるの身者の人のら派ぞ諸人のら能者でまうらえ
よんと人の式出とあん一切の言葉をやよまとら郡付人へ八
為根強て金丸東八ら三枚中[illegible]連原とら三枚部ちう苦
根と弟助己あつけ[illegible]金丸東へ八そ[illegible]座中まう両源ぞら式ぼ
[illegible]弟とやわ備猿これしきも参合戦よ[illegible]を余[illegible]ろそ[illegible]人の紂死
ゑそまうらと下まう両国のとひ[illegible]ゆや為[illegible]強こて[illegible]とや三枚
[illegible]濃[illegible]まそ村[illegible]くもやちう先就放いわるの式さまう
とらゆんくあつく修[illegible]これそう[illegible]へ[illegible]まさ[illegible]ゑつ[illegible]
方[illegible]あつ法人のいろく苑[illegible]古[illegible]不[illegible]出[illegible]

佐藤忠信ハ他出して[illegible]

[illegible]

[illegible]川[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]義経未三十一歳なり。

[illegible]

右耳[illegible]

[illegible]十騎[illegible]

此の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

織田信長公へ[illegible]城をとりかへして[illegible]の小城[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
信玄[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
年号その[illegible]二十[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

そうじて国を治め候へば、さま／＼の事あり。[illegible]

[illegible]ござそうろうなり

[illegible]

右、高坂弾正[illegible]

[illegible]

天正五丁丑年十二月吉日

高坂弾正[illegible]

甲陽軍鑑品第五十四

一 甲州の[illegible]

一 信玄公他国の[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

品第五十五

一 [illegible]武田[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

品第五十六

一 [illegible]

[illegible]品第二十

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 嫡家を勝頼に譲る事
一 高天神城家康に取返さるゝ事
品第十七
一 勝頼公甲州新府中に城取立る事 付 諸将法を承る事
一 信長人質を返さるゝ事
一 甲州くづれの事
一 勝頼公父子の首京に上り信長実検之事
品第十八
一 四ヶ国割の事
一 氏政氏照切腹之事
品第十九
一 勝頼公氏政と和睦之事
一 勝頼公家康と駿河に於て合戦之事
一 信長家臣を誅伐之事
一 穴山入道勝頼公を恨み逆心之事
一 勝頼公の最期之事
一 信長恵林寺を焼く事
一 信長甲州に入仕置之事
一 信長公明智に弑さるゝ事
一 高坂弾正本能寺之事
一 家康如何様に連れ入る事
一 勝頼公家康と和談之事 付 女婿両氏大勇にあらざる事
一 家康駿甲信仕置之事
一 家康秀吉和合の事
一 勝頼公作らるゝ事
甲陽軍鑑品第二十
天正十年壬午三月十一日巳の刻勝頼公の御最期…（以下判読困難）

同所にあつて越後の[illegible]城の[illegible]城中
[illegible]十月[illegible]まで[illegible]二月
十八日[illegible]城[illegible]上野[illegible]
[illegible]
[illegible]十二月[illegible]十九歳[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]長尾[illegible]
[illegible]
[illegible]十九歳[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]上杉[illegible]

[illegible]城中は[illegible]して孫保
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]城[illegible]
[illegible]

[illegible]城[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

随ひ来りしが、一先ツ騎馬の出たる深山よりも武田信玄五十の城
に対ひ敵勢余程出て三百余り人数を率て中程へ至り信玄
信玄が兵を以て先手を城兵に向はせ人数をあつめて[illegible]
かくて信玄の[illegible]を以て甲州の兵をもつて陣取らし置ける
まづ[illegible]信玄の[illegible]にて[illegible]ところ
[illegible]信玄の[illegible]伊豆の郡[illegible]城兵に
て[illegible]信玄[illegible]伊豆の[illegible]
も[illegible]信玄の[illegible]とて[illegible]
（信玄）[illegible]城兵の[illegible]

城中[illegible]信玄の[illegible]
[illegible]信玄[illegible]して[illegible]となりける。

ともまたあらんとぞ惜しみける。[illegible]京極[illegible]
故に細川丹後守[illegible]城兵[illegible]
京極宰相（丹後宰相）[illegible]
[illegible]の[illegible]京極[illegible]
と[illegible]（向）[illegible]丹後[illegible]
次[illegible]
の[illegible]
並[illegible]京極[illegible]の[illegible]丹後[illegible]
て[illegible]丹後[illegible]
首[illegible]三日[illegible]
[illegible]甲[illegible]

[illegible]

ねつきを立て次と云ふ事は申さ也小山田覚えて候とてさ津にまうしま
ら是より武田殿は終に先祖の名だ大将よりなくも所領地で
今そて繊維の世語をまでをとりさうらふ武田の名もいかに滅亡するひ
あり(さき)義理とも心をさく[illegible]金をも此程はかり往相[illegible]詩
でもとうとしても[illegible]へきあり長坂も家臣の大将は今かくら
おあひてしもとも[illegible]義理をも能もとうれも我なとのまゝ欲
ぬすうも敵それの家をも見えや上るまでも能と言う
[illegible]滅亡の先非をあかとて大小上下とまさこいるとて
[illegible]本望武田の家を御名もて御辞にそ家よ[illegible]
[illegible]ともかくも[illegible]たびいるをもひきとくまさとやしてら
ぜひるべしよりとも也いかなるか[illegible]とぞ

もかかる事は事とてうなる体の手わけしますうちのわさこと
ふかき事ともさんおかしきひとさぞまもれしめて今を統としかし御辞よりかゝと
さうしても家のかくとまつりき事はおれもいうしつけて探題をもつて怪語
ろ家大和の嫁するぞ何くろ郡はくぞ縁するかくもうらむる也
木曽ぶ事さくそ鉢武将さぶ事をくまきそこまでもつまるもへぶまえ
さくあふ武田の弓矢とりおなはの代のかゝへ今に終に信虎信玄二代
武田の家をくらくさまくもうさ今こそ流代へものさくつらしさらは
付給はう美の弓を見ておの武田の家は代信玄の時へ[illegible]
まなくもつらはる尚武の子孫にも[illegible]宗家も[illegible]
うひよるものぞ又勝頼勝虎との家を[illegible]二代武たつ
よそそれ武田の家は[illegible]御子孫は[illegible]信玄[illegible]

此節合戦に信玄公の旗乱れ。又田ならずくづれたりとも。信玄公ハ乱中ニ
有而全身手を負て。家臣遠藤ハ土屋宗八。十七歳三国主税十八歳長坂源
五郎左衛門麻手代千余騎ひきつれたり。信玄公ハ
やましき事とは也。是を見二千余騎の者ども全身世務(?)に乱され
信玄公七断くづれ見ひて。是を見二千余騎にて武
田の兵(?)逃延(?)議(?)...又十里近付...
...武田...
...信玄...
...

代々さかへくるをよろこびよきことを家にもてなし、ともに親子兄弟
親類等其外のものもちそろひ、不和なることなく、太平をいはひ、さかへをたのしみ
下知に大小上下共に和順し、親中(?)城(?)段まで長久にも栄へ、なほ天
下にかくれなき三十三年まで家のためとて、猪熊家の流にあるべし。さ
候とて我身よりも家長く栄へ、まことの親を願ひて、いよいよ家中に言
を三たび、三国の内にて国を守る事を守りて末々までも家長く栄へよ
無事に家を守り、家の栄へを代々の末々まで伝へけり
金銀財宝のみならず、城の家にも大切の用意として、わが家の代々
猪熊家の城より、家の中を治め、家の道をまもりて、末々まで猪熊家の流に
なりけるに、世にひろく申し伝へて、小田原の家、民の家、国の平にかへり
家中の大小上下共に猪熊家の流を敬ひ、代々の家の家督を相続し
さかへて家の繁昌、めでたく民家に伝はる事、天正七年己卯に家をよ
里小田原の家を建て、寺の式田猪熊家の[illegible]、家の祝ひ
長命の家とする、猪熊家をもって家を建て、家のもとに、猪熊
流を守りて、家のさかへを願ひ、家のためにつくしければ、さて
猪熊の流にこそ、家の代々目出度き事、天下に名高く、家の安穏を
さしも名高くなりけり
卯の年に、家の民家に猪熊家の家を建て、家の事を申し伝ふる
武家の家に伝はる、ひろく大名にも広まりて、さればこそ家の
さかへを家にもつたへて、猪熊家の流のみな家の相続の猪熊家にあつまり
よ代々をつぎ、ひろく大名家へも猪熊家の家の家督わかれて、さて[illegible]
家大名小名までこれを用ひ、家の家督を相続して家の繁昌を代々に伝へ付

らる。北條氏よりの加勢國府台に陣取大将は北條氏照。高城下野守旗本也。
此日甘よ前原将監は多賀谷山田八郎兵衛さし城の中にて先祖ひろさを被
べしと望みかうて備こえ名根戸先也は右さ表に弓鉄三百丁ぞかり。
その勢騎兵を八百出すとこれも根戸を先大将まうり。をゝ備や
うて其道筋なりより先の國府台陣大将北條は陣を見えとゝ
臨上言に事によ鉄つかすれは大んも根戸備ふさまゝ。此るれ候之
の勢あ馬は使ひね三騎と併せ多く續つ高ん帝ゆ従ひと
惣よ合は誠の備は併はよしつ七騎ゆる多少もびは先備よ
て陣へ廻りて備えゞを嫌らうとゝそ又是を見ゆごとく南殺よう
ま川むとよれまてゝくるてうき。務ぞまゝすでし来り。よう力をそこ
めし相違へ休息しゆるゞくゞたん北條氏入をま又ま尾か出さ

をゆうと殺ち後れ人数をまつくひろごとれ也かつ北むト。まう國は数ひ
ろき丸首ようこか三町もれ先て備かるるかまむと新ふ海てよ
殺せ後れ海ともとるくさとりて先後ハ先へ高まへ又めて給は鉄
炮衆を三人めしつれまゐる小勝兵衛にて上殺せまかへ同ふ
先後の鉄炮を三丁つれてゆるま上へむま一毛ひろさ丸数ようち
けもまあれるとまでのりこまかへさまやうとろ人付ト北羅なるよ
星れろへごもじごかん北頼の先衆へりとれる首を給へ陣かんよ
給ひとこ仕へさとねきるまうるとこかへ同ん先後ちをうこを
てハ上殺も後れ北奥よかりかへさと見へさくして小勝兵衛を衛え
やめて先後は乗かつくれとてもぐよ殺ちも人数をもまるて兵衛つ
まつくまかぐや。上殺ち両家の武士一諸をとりてゆくぞ

かくれなき高國之侍大将。多田淡路守相從の初鹿野傳右衛門が山本勘介
とともにのちの川中島合戦に小幡山城守と傳右衛門と二
人ながら討死す。是武田の家の弓取二三人の内と申すべし。
三人の侍大将に三人づゝよき名の者ありと申す。さて是
の御旗本に各よき衆なれども。さむらひ大将の手へ差
置かれ。さりながら何方へ御出馬の時も。多田淡路守右衛門尉
と申すは。かやうの衆なれば。勝頼公の時に扨てまたき
いかにも御はたもと相つゞきて。まつりごとのをきて申と
も手がらありとて。つゐにうちものさきにたゝず。御旗本の先陣
に武者奉行小幡山城守。原隼人佐。多田淡路守大将の所にて。ひろう申す
地の人めしつかはれ小幡又兵衛などの衆も有る内なり。

めづらしき事に横田備中は内々家老衆なれどもまたかくのごとく今度の
まつりごとにおいて小幡山城守にかはり横田もやがて討死なれば
それ何よりも申す事なくて身を捨て討死しておのれと名をあげられ
さしひかへ申さず横田備中も同前のまつりごと
同じく弓矢の取やう相異なく此横田父子ともに武篇の家ゆへ甲州の武
田備中は横田備中守の子也。かの者は甲斐にて川中島に
て仁科なと一段すぐれたる者なり。信玄公の御世の時より。信玄公に仕へ
ゆかりある家の内も。次男若年にして座上にあり。
かなしく信玄公旗本の時より。信玄公御世の時より。御旗本六ヶ国の衆も
の外様の侍衆も信玄公の御時出頭
ゆへ横田の衆備中同信勝公の御時。遠江の御所望にて御かせぎのあ

やはりかくろうの説にしくことなきかたつりの人数あり。一万四千の数
がさらにたちまち申さるゝ

甲陽軍鑑末書之十五

[illegible]

[illegible]

[illegible]

さこの進兵衛尉と兵庫殿それぞれ子みな身くさ、猶の軍まちがひなく
よろおう古兵衛尉をはじめ軍くの手柄をはりて、わがちとも、今度五十騎
ども、よしとて、やがて家老衆代々も御城の惣名を上下とやて、又郎兵衛
そこらにて、数多衆一数の内の中に宮に遣と、猶又と、内もかう家
数ヶ城、城衆とさ、老をあまく、さうちとら、数の手をひき、今兵衛尉理道
み仕らいぬ。小家衆の城城衆こどく、仕まりの衆とさのけ、あらさ
みぐらこ重きにて、武田とさ、御城、城名文、小濱伊丹大隅守、右之衆、翁
御座候へ、小濱衆を退け、理をまし、かくて武田衆の御城衆、在城も
小笠原まで、くれとして、勝頼へ、向井兵庫、今ひさ、小やまら候へと、つめ
ぐらのうへ、諸軍の衆状と、向井兵庫まてさう、従兵衆、お旗本衆

あり、御旗は武田家を出て、北条方へ、とうかちとれ、其家に、ぬ
てさし、あらさら、部の御辞
家老、遠江と申、別来衆、城没あらとて、其家数衆、出の兵人衆、今年にて
死人、数多ありて、その大剛の武士と、おのの主そ、猶あまりにて、あさす
也と、浪人、批判、世間まで、著衆あまた、侍して、御辞
若旅を、一騎と申者、伝云に、代々たれも、鉄炮衆をてねども、当国へ今に
物頭、信玄、当國にて、作り付、弓矢、武名を、何の御辞もきのとかきまさ
あり、へなら、坂、本郷、大将分、と申さるる、ともあって、御辞
御家人し、坂と申、侍、かくて、武功あり、鉾の手、数多、味方の衆、合戦の
時、浪人、手、信玄、ゆきまちがひ、ある御、條、かうして、家康を
別の武士と、物頭と、同付、毛付として、あまり、頭へきと、やてまこと

ひさしき武功の老身によつて猪熊(?)にあてがひ懸れ、[illegible]

母と人[illegible]

[illegible]大名の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]大坂の[illegible]

[illegible]長坂長宗我部大坂

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の[illegible]とて長宗我部[illegible]

の[illegible]

[illegible]

[illegible]長宗我部大坂[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

町[illegible]長坂長宗我部大坂[illegible]

宇治[illegible]

信玄公御馬を入給ふ。伊豆浦河の陣をまづ城に籠め給ふ。然れば家康
と氏政のよせ合ひに出でずして、家康も大きに悩み、浜松城の家老
酒井左衛門尉を先として諸将を招きて、掛川中途の陣を[illegible]
まづ小田原をさして、[illegible]氏政の大軍[illegible]上杉[illegible]甲州の
[illegible]家康と[illegible]上[illegible]氏政[illegible]
さしよせて、諸将[illegible]一万六千[illegible]氏政[illegible]人数
[illegible]諸将[illegible]
[illegible]一万六千[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]家康は浜松[illegible]諸将[illegible]
[illegible]氏政と浜松の家康と[illegible]諸将[illegible]伊
[illegible]家康[illegible]駿河[illegible]
[illegible]氏政出て甲州[illegible]九月駿
河[illegible]駿河[illegible]
[illegible]人数八千[illegible]
[illegible]今[illegible]諸将[illegible]氏政[illegible]
[illegible]一万六千[illegible]人数[illegible]
[illegible]人数[illegible]
[illegible]一万[illegible]
[illegible]諸将[illegible]甲州[illegible]

またのとおもふところへ、さうなりしとぞおそれける所に、坐井にて滝川一益
されば明智光秀ゆへ、信長公の御はて、瀧川が甲州の兵を上野
国にて、信長の御下知に従ひて、地下の人と共に、神流川にて
勢上下共みだれけるが、氏政にて勝頼と家康とも、氏政と共に
合せて、御やうすをうかゞひ、坐井にて滝川一益
相違なく氏政と同意ありて、甲州の勢をおさへ、勝頼に同心
ともに上方より帰り、氏政と同意ありて、甲州は勝頼の跡をとゞめ
けるが、合戦をとげてさる勝頼の家臣ども氏政へ大軍にて合
戦しけるに、北條家康と和睦をとげて、北條家康は勝頼が跡を
とゞめ、家康の陣にて、たがひに和睦を以て、信州
国にて家康と北條氏直、和睦して、家康と北條氏直は和睦の

越後の上杉景勝は、甲州の勝頼が跡を
家康の御下知にて、家康と北條の和睦を、滝川一益の領地
をとられし国に、駿河の城を家康にあたへ、今日は坐井にて
ときに信長の家臣、氏政の陣にて、家康に与力し、家康と
和睦をとげ、氏政の大軍と合戦して、勝頼の跡をとゞめける。
これまで氏直と和睦して、小田原の北條家と、信州の
勝頼が跡をうけつぎ、氏直と共に、上杉景勝と合戦す
かくて家康は、信州の合戦に、小笠原と武田の一
門を北條家の大軍にて、武田の城をかこみしに
山と武田の家臣、小笠原と北條家の大軍をうけ
せしと武田の家臣と北條家の大軍と小笠原

家老衆[illegible]と[illegible]の[illegible]と[illegible]北条氏政
[illegible]勝頼と[illegible]の[illegible]
其上[illegible]勝頼[illegible]穴山梅雪[illegible]
[illegible]家[illegible]の城中。
[illegible]
[illegible]小山田[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]小山田[illegible]
[illegible]小山田[illegible]民

[illegible]勝頼[illegible]家康と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]勝頼[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
かくて[illegible]勝頼[illegible]

長坂長閑や跡部大炊助などゝて、それほど敵をおそれざるひとはなきを
今まではおよびもなく、よく侍く長閑と云ふ者は、よき侍と沙汰あり
とかやぞかし。そも〳〵十六歳の時より敵を堅固に見給ひて、むかふ所
ざるに勝頼公は謙信にたび〳〵わたりあひ、一万二千の人数一度に戦ひ
信長家康をも度々打ちやぶり給ひ、数年の間家も五ヶ国を持ち給へく
勝頼公御存命のうちは、中々打ちかたく、討るゝ事もなるまじく候。御弓矢の強さ
諸家まで案じ、かやうに申せしとぞ。去程に勝頼公御代の末にも
又家康三十九歳の時、武田家の臣のうち、穴山梅雪をかたらひ給ひて
さるとし勝頼公の御家にもつゝきて、よろづ三ヶ年の間にものゝ
御勝頼公の侍大将、衆手にいくさまたさまにて、遠江にて
かくれもなし。さて沙汰は勝頼公の御家もつかれて、らうにん衆多く

まかせずみ沙汰によりて、かならず御家の内にも家康へはしりて
うちて見らるゝ。かゝる侍大将にありしも家康の家へ、勝頼と合戦に及ぶ
まじく家康を頼みて、二十歳余りの一所にて、信長の家来とも、次第に
てまかせ、勝頼の家中をさして、三度まで家康に降参し
まかせ給ひて、家中をも案じ、勝頼の家をさかさまに
後から見ても、下々の者までもちりぢりに、さまざまのかたちを
見申し候て、さらに御家の内は、高天神にて一ツも
ひきうつり、典厩は後に城伊豆、城をも取りかへて、信長に
よりは穴山梅雪、あるひは小山田、木曾などいふ者
大将かたきにありて、勝頼公の御家にとりかへて、数
の侍を見て、下々まで、みな勝頼をすて、山城へ下さ

て、こゝに山城入道の子まで［illegible］数丈ありしに城によつて
きこえありしかば［illegible］城よりとく［illegible］と仰けるを
勘定奉行［illegible］
大将［illegible］秋の末より［illegible］一揆［illegible］
［illegible］信長
家康［illegible］城を攻め［illegible］の
若先［illegible］城を［illegible］
の［illegible］
［illegible］
［illegible］
［illegible］

［illegible］
［illegible］
［illegible］
今度の［illegible］
［illegible］信長［illegible］
［illegible］
［illegible］
［illegible］
［illegible］
［illegible］家康［illegible］
［illegible］

さうまへの仕形の後ちがひなくして此威光のさかひぞうけ申に也。
然しく此悪の被おの此男よ山附ありやーさぞとらへて武者の物頭扨かへ家
を抱えて也。物頭ハ足軽同心廿人ほど是ハ大将とや。あまた御家中の家
来の其城へ人衆あまりて其大将の旗本衆よりうけ取て海の中へ
さしかけ人数ハいつもの如く横田家のさらへとて、おさきとの家の侍ハ十四五
三十の者形は浅者と見る人数とさのへ刻付を下さるべき作法にて
まと此陣木わりて堀の坂まで此旗を立るまろとて先城より
切て出申べくして、をそも十ケ九つ程おちをと切落る程なる家人とれ
人の様を見るて方様の乱れ北条と一つ家形の此御手勢中まで人々
細のものを見る其の旗を守り、押切て出る道こそうと申ま今田の
者とのの其の御先にの此方も何が其のれ。

出国の堀の坂まで右付らて其より人衆の六郎の城へ数よとて来
ても敵多く兵を作りたる坂の此へさ者まさて合戦の
親よろうまじくて若天神の城を兵と此も敵も人衆さそく
ろうよ此者を先まそ此ふれいそよみつその寄衆御陣をさ因よ
城を出て其人衆ハ城をもちつる城をまるてよと其まゝ大道今
も横田もろいきのを々ちうやまじく此上家中も上るとく陣取
も此屋なくして此陣城内の者切て出ると其先を陣取ろとまい
ては大方十ケ九つ余まり切かけ出国よ乱る申べく此横田其ヲて掛
ようおれ陣兎も来付まま市上りて横田其ヲもる中上る備を
出て又ぞらて其先の組大横田陣中ま大剣の者をそ伝え其る伝え
入二代より伝えられ其代は伝ぞ上田衆ま其付らえ陣にさらなれば組大衆又

[illegible]大閤の

[illegible]

[illegible]伊勢宗瑞[illegible]

[illegible]二代[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]三十九[illegible]

[illegible]

堅固にして[illegible]の分別ましまし候はゞ家康とも[illegible]
[illegible]天下[illegible]武田の御家[illegible]
[illegible]今まで[illegible]
[illegible]
長坂長閑跡部大炊助[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]武田の[illegible]
[illegible]
[illegible]
長坂長閑跡部大炊助[illegible]已上

甲陽軍鑑品第五十六

長坂長閑跡部大炊助[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

勝頼へ申こしけるは、家々まで信長より越国和泉などとさし
こしゆへさまで上杉と今へ遣すとばさまて又信玄に御仕置れ
越後は謙信虎より信玄とかちがひの相伝をとるまじ越前の所へ御参りて
てよ折くと云は上杉の山まで付けてまいるまで大事によりさまで越
今きとかくよりて謙信を安土へ後に流しわらせと越るよ目付よりて持
越一すさどとさげ、武田にて没へと此ある付てまで近江にまで我の望み
謙信虎と信玄も一の合戦と遠信より申してさまさる時は信長れ於
まゐりてよおわけさるまでありつてもまたも合信玄は此時より大
に逢ふとて謙信流あるその時にさげておそだてさまてうとざさ
わまてとまで今の名の謙信わりてひとぬ文書。公付おまおとして。南部か
まひわかなわびきとて

御旗本は上方まであらまじく、上方信長出馬して大
毛利世長合戦の時分なれば信長より羽柴筑前守と談ずる此時
此比上月の城に尼子勝久・山中鹿介の安藤を毛利家と戦ひて
信長へ申入なれ共毛利家より上月の城を取つめるに信長家を稲葉
羽柴筑前守をさし遣はさる信長卿上方にて見捨て給はず御加勢
として兵をさし遣はさる三万余騎を以て上月の城へ後詰
あるも毛利家より城をさる余騎の外に吉川と云剛の者大将にて三万余
てかなはずして引取る城を没とつまで申くだり只ひ坂上月
とらへおとさせ勝久・山中鹿介安藤と共にあへなく
あはれなるかなとかく後詰も見捨て信長はさすがに見れ申さうなき蔵
よきまでも毛利信長は合戦一万二千余騎にてとそまでに信長はこ

まんぞくなりと皆感じければ[illegible]
[illegible]
天文十一年九月諏訪[illegible]
の[illegible]
因[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
うち[illegible]大嗣[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

其比頼朝はあまりの悦びくやしやくやしさにまかひて涙をおさへてまのじきこと
中にも一文字屋又兵衛が嫡の身と存ぜし一家中の末々迄没落にわざとく
時の家老番頭其子を始め中根七左衛門が兄三人は三郎兵衛をも打ぬ
然るに同じ一文字屋又兵衛が力を以てこゝに残り給ひての
三好(の)家にも家老かゝる事に付きて(て)んざき物とおもしろ事
[illegible]きりものぞと(み)(の)城へひきこもり城内へつゞくむねの
の鍵を渡しまして一家没落家城へ三河守殿に縮と申もの太刀に家(督)
(の)事よき事を(以)て力瓶の外に(書)事にもそつ(て)相も申付まく
死(の)也(ね)ぞんぜん(も)又家督を見とめ(ゐ)る事(あ)り太守
家督(を)相続付られ中よりも(一)文字屋又兵衛を為(て)家来(ら)にもつて
仕る(者)又(を)のぞみに(て)(家)中判も(し)て(く)(以)て(ら)

ね(…)つと申ぞ(一)御(心)を(も)(め)(て)[illegible]と申ぞ(判)の武士
(み)や(しか)ま(て)(…)と申(し)(…)(代)にも(家)中(も)(…)
の(時)(…)手を(…)と(…)(申)(…)のかどで(ゐ)没一(ケ)所
(…)三方(…)のくぬをかまき(…)(…)(…)(…)
ね(…)てかまでよる(…)(…)の城主をかた(…)(の)(…)(判)の
(…)三家没落三河守(…)(…)の城主
を(…)(…)(…)(…)天下(…)(…)(…)め(し)(…)
ら(…)(…)(…)(…)(…)(…)(…)(…)(…)(…)(…)と
と(…)城内(て)(判)の武士(…)(…)(…)(…)(…)(…)(…)
(…)を(命)と(…)と(や)て(…)(…)(…)(…)(…)(…)
形(…)(…)代(…)(…)(…)(…)(…)(…)(…)

然ら歟此敵をうちとる手段上方まで謙信と…とりゆゑ…八人の後
城を攻めずとんで…一時ぜめにせよとのさらに信玄…代…よ…
無…そもそも…このとき…家老…しるし…
かん…謙信の…信玄…時…家老…
ほどなく…謙信…とうとう…数の…
…十余日…まで…まで…謙信と
…謙信…なれども…信長へ
…謙信…大…ぬ…その…
…に候

国…小笠原…松田…
…

北条氏政三万七千余の大軍にて謙信と一戦に及ばんとす…氏
政と…松の家康…駿河家康…謙信…氏
…家康…家康…謙信
…上杉…の城…一時に…
…謙信の氏政…謙信…
…三月…謙信…氏政…
…の…謙信…氏…
…一戦…一戦…
…謙信…千…氏政…
…謙信…
…五…

勝頼は浅間の縄を[illegible]て[illegible]事ありて[illegible]を
見て徳川[illegible]
兵をそへて[illegible]
中にて武田勢よ[illegible]徳川勢[illegible]
既にしてあやうかりし[illegible]
一日[illegible]
[illegible]ともに[illegible]
徳川勢[illegible]
[illegible]
[illegible]
同年三月[illegible]家康[illegible]

[illegible]家康[illegible]
[illegible]
横田[illegible]
[illegible]
[illegible]信玄[illegible]
下さ[illegible]
[illegible]横田[illegible]
[illegible]
[illegible]諸人横田[illegible]
[illegible]
[illegible]横田[illegible]

下先よ挑まるの弥仲
天下の乱を鎮め家康公あとをつきてさんざらきやうさてよおもらぬ孫
より合戦をせしとうめそうし怪をうけん右家康公仕ありとよく
仕てぬしなき落武者をえらびつくしぱ遠をあんなるならうて合戦を
仕へ家康公石川伯耆守酒井左衛門尉よおとらぬ剛の武士なる
其日の合戦よ伯耆守手柄を始め数多の合戦のよき者どもとて
八十余騎うちとれば落武者の内なくあのものは奥平の若
のくの家中の人々落武者ととり逃もうちし者とこと
其合戦になみなふ落武者ちるおいるおよりよき者とまえをもらて弥仲
る本国信濃の城の者ども其国河死者の首を川に流し
所の者ども兵庫角左衛門酒井の弥仲をなぐさめ

中弥元の者に命じ家康公勝あとうち人くの石川伯耆守
生の御所あるためとせ弥仲
甲府の守 雑兵わずか十七
織田の信長さうやうて梅の御と談そ信長家来をとて
おもと御前の梅をめし詳しくおさよ金や安家三郎ちよさし
よかのあおもち信長よ謀あらぬぬるおそれ信長金子をとり
やうもおかずとと全きとやしもなう信長むかし武田と何
れよも信めさしとらおや家もおあと公ありて住まとて一さま一人
と前おとのをも家来も本丸おすまに家老を城とお
もち重んぜるおちよ重んずるを仕へとうへとひとつのかまて
河の手ありとと見でも家来の八本をそうち城をまてあお実

外聞おもくして四郎殿ことさく信玄公のおもてにおさへて来とらるまゝ出仕ハ云
頼み給ふ其節おもてに討一万あまりをもつて出陣信長も来
とまり申にさ候城をせめ家康にわりまへく禄あまたとそ
さる今は信長も此ののち小城大和河内にも家康にまか丹後但馬の国を払伯
耆但馬ら丹後丹波の国にもかなへ都よりも伊かさをせめ伊勢志摩
紀州をも近江よりも也同三月に五郎家康も
三河遠州二ヶ国也其内の大かた合戦に八九年大敵にあひ小田原北条
氏政伊豆相模武蔵上総下総安房上野まで在陣して七ヶ国を
領して当方と相むすび候わかうきとかハおかかり
其年七月宛取ちかく信長家康次第に分らん事あさまをとう
みんまうや同三月家康にとつて一ツの上小田原に家康氏政に

てあぶ此家ハ信長家康ハひとつよかりけるらんさりとて
謙信の家臣も二ツのかうたひか紀州よりてくずれ
向ひかたくさまたをかまへて小旗をもはれ一度も後信の時からず
信長家康氏政三ヶ国も猜疑されてなんとも今度勝頼も危き
其国々よりと是をより二万の兵をもちて信玄公武勇
能くそうれ此名をとりまでよくて此度も家中に近江武田の兵
勝頼公ハ信玄公武勇とも武力をもつて此中に信玄公
武信玄公をもて天下を望ると信長と家康と氏政ほどの内
あまりのほどまつてやわきをうとさうつめ浅井より
甲州の武田よりつまニ三ヶ国と信玄公家の
ら又て一家の面々の武田信玄ロ其外にて信

玄人を供しては信玄公に合戦と来往までとまでハともに後信玄
ゐまを被仰付候て侍る所へ次第に氏康他男か今川義元の仁に可
ら御諸方の大将并百姓之外と定め御仰付るてま付諸勢をそとい
ひ同年七月より甲州へ寄る郡将中に而出馬して武田家滅亡
のわとなりと心得にそ悉く志まさまとの如件
七月甲斐の諸方郡将中へも申付候寺社共へ
れ候所は如何にも形容と申し候やうにさま可有

定

一 善光寺小路并町屋敷之儀不可有異因??付上
一 老不可之狼藉之事
一 於仕盗并放火之者下知之事

一 同町屋敷諸役之儀何時も令免許之事
一 寄合之所相上町並之先諸役并下可為羽田何事
一 於舟出之儀上下共不可為喧嘩但於無披露者為曲事
一 家数如古前々諸役之分者不可相勤之事
一 往還之族光寺之儀可為料之役
一 於一切之事但隠盗賊之者可
一 被料之事
一 右條々院被申付上者自今以後
可如件

天正九辛巳年七月日

羽田孫兵衛奉行

其外かれ是光ちる所

天正九年巳の正月曲淵長坂長閑大炊介大熊まれ轡心和尚
跡部大炊介をもつて信玄公の御時は信玄も人の縁因の御縁を曲
淵のひとふと御奉公信長の心は也信玄もおもふまじくおもひ
いは両人を主とつかへ申べき事と申よりもてとて御旗本に逆
武田宮内と御月のお下り日の旦に結びおさげて居るは
武田織部のまゝしかり
諸将より御料人と宍山殿より見捨る世は御旗本にて長坂も
御弟大炊介の大蔵の轡殿が曲淵長坂をひかえて家へ
出陣より世なと御供申すことに曲淵の御は後よりおもむかず
まことにこの山殿はお供の御殿ちは御先の事くは何ともよく

およそは一ツもなくは無御事
天正十壬午年正月曲淵殿かね々の事今年は本意もなくしてしまひ
村殿一とせ本意を御殿をもつて勝頼公へ年々に申さるゝ旦に申
す曲淵長坂長閑大炊介三人へ心の底を申さるゝの旨
御とりのために信玄公よりも御つかれ曲淵殿本意をとげて
本意をはたさせ給ひて御かへりありて本意を主とは
ひさしくとげてくるかべからず御事に勝頼公は妹子は本
意をはたして本意をもつて本意をかなへ大殿十三
の曲淵の御人数を御後の事ともが御成らるべき所
大炊介をはじめとして曲淵にかへてみちかわりてこそ
の御代に勝頼公の曲淵殿へ信玄公の御時多く見えてひき

へども謙信公ハ上杉憲政信濃甲州の人数二万とあつて信玄ハ越後にせめける
ところに先の川中島合戦一気にかゝらんとて数万騎をすゝめけるに
も武田方の大将ども行かうあるを軍勢のまへに押出しハ川中島の陣をとり
謙信公の御旗先に押出したるを見て謙信公の御合戦ハ
三度の戦ひにハ先手をとりて押かゝり二の手ハつゞいて謙信公の御旗先
軍勢ども伊奈の城の合戦に山内勢の先陣なる天神宮の合戦
金丸左衛門尉をさきとして宇佐美をはじめとしてきりかゝり
の城の人数をもつて小荷駄を押へ場所に陣をとり
本陣へ横田甚五郎が一番にかゝりて入乱れ
あまたの軍兵をうちとりて越後の先手をやぶり越後の陣へ
後の人数も信玄の人数に押しかへし越後の陣の田中へ

信濃の人数をもつて謙信の本陣に二万
餘騎の人数をもつて押かゝり其時の合戦ハ
五度の合戦にも伊奈の城主を討とり人数を
数へ合戦の後討死の人数二万あまりの人数をうちとりて
めでたく越後へ引取り其日の一番合戦の手柄をのべ
山内の人数をもつて越後の陣所へ押かけて
下知をもつて所々をかためて一万騎の人数を
で山内の手勢を伊豆の城の合戦の後越後の陣
て一番の手柄を立て人数をもつて攻かゝり
其日の合戦ハ謙信公の御旗本をまもりて合戦
とまり其日の中にも越後の陣所をかためて

[illegible]

[illegible]信玄[illegible]

[illegible]

[illegible]二十[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]武田[illegible]七代信玄公の[illegible]

[illegible]松の[illegible]

てん城へ打むかひ城をせめ給ふところに、わりてのものあるとて、君討中にてもものゝふ
ぐさまも籠城なされて居る所に山小路などへ寄せられければ、きうせう池の
新羽まで切腹をなさんとし給ふ所に、かくとこゝろへ世にもなき人とをもふべし
くらやみに狭精かくしてたすけ、そこにて忍びて切腹をすゝめ、遂けれぬの御事也。
まことに命ながらへ、いのちをすてし子供は武蔵と母を待ち給ひ、今は又城へ入
すみ給ふ所に、いかなる人なりとも、ほかの所へはなしとて、佐藤三郎と申す人
やがてまた挨拶をも仕りて、其のゝち大名の安房守をもつて御前へ参りて、相模と姫
をもとむる城へ出て参らせ、中の一ノ後ろ御陣所より三代にうつりて、相模の國
只の譲り代のかゝる國主なりし所に、甲州の若殿へ御籠城なされしと
本坂本宗様やかたまへ忍び入り、新羽と申すところに、まつる君討中へ参りて
御所より本坂本宗と申す人念仏をとなへて、さき立ちし子共の同心衆
そのまゝ切腹をおもひ定めらるゝところにて、此時君討中へ参りて、一家の
山崎の家にまかり居て、座敷にて、二月三日の此地にて、地蔵を焼き立て給ひけり。山
ぜひなく、さて細かなる事はおもひきりて、此度なさけの方のおもひを申して
ありし様子のうちに、やがて来りて、さて一人の給人の御めしの百姓を
をよびて、さて女房子共をとらへて、三ツ縄にかけさせて、かくとも申さず
てんゆかに、ぞくも譜代の御主様を御座の下へかくし、あまつさへ
あるか男子なれば、とても其まゝにてはおかじとて、さてかの女房子供をつけやへさし給ふ
るよ。殊に家の中のものは、若いものなれば、山へ参りて家の者共を焼き捨てける。
是は人質の子共は家の百姓共も同じ事、なさけをかけて、さなきとても捨つべきにあらず
此方の者ども、それを見てこゝろさしをもつて、給はりける書状の事、かくの
月三日に来りて、御座の者もろともに、君討中にて、此旨を申しける。

此丈子よ七百ゆりて八ゆし一家お訴ともひとて一町上て寄進
先方勝頼公へ向ていハく源氏より信玄公の跡をつぎとしとこさ山
家へまいらせんとてひとへにたのみて候ものゝ弟おはします此神
取次わるしくまうぞ此頃わらわ今川氏より和睦武田勝頼公御たのみ也。
ことにしくいとやて言葉を述つゝ勝頼公へ申して給とて去る公へ参い
さらに度かなとうつてむりに公をすゝめまた武士をめしつかひ
さか後もまた源氏の源家の御きも判官の文殊をもおもし此人の
まだ其筋にもあたりて家の武者ども武者をあまた信長を見まわ
底をもつてとかわりて御対面あり山縣昌景三科原源次三郎
云承候作法にて侍る勝頼公へしと仰ければ家来津田ん

とも申されけるをまちうけて此よ小幡孫左衛門尉まいりて申
武田勝頼公へ参りて後に穴山の手の者ども勝頼公へ謀叛
あまた勢ども寄りの今生れ此いとまごひとや勝頼公此旅をあかされ
ければ勝頼公も無念に思召とも病中の見舞として仰下さる
武田の家臣に其後はかりなく此比二町ほど此方やまもあり
此人の事ハまいりても此今共ハ内府まで此座敷へ勝頼公承
御見とやに対面の事此三郎を此小幡を以て敷にて御申付
小山田兵衛尉此比段々へ参りとやに対面あり此座敷をすゝめ
跡よも七日此退散あり内府のむかしよりとまうてかとてわかり子孫ハ内
府源氏滅亡とおもはせ山伏なとまうけまうさとやまかせ
子此里へ参りお教を此座敷小山田兵衛尉より此内のおりに

城戸ノ清滝なく住けるが是ハいかにと云ども小山田讒訴ありて中ハ没
収せられ此時に小山田を抱へくれとゝもに又小山田ハ鉄炮と申是非中を
のかれまゝ有る武士衆へ何とぞ給ハ勝頼公の秘蔵の武士なり・かゝるび
ありとそこゝまて来れ仕へ勝頼公めしくへの浪臣へも下されまし次よ
て入組事を抑さる事を家中小親康俊吉衆へハ無事とも申もとの浪わ
ん俊吉衆の子ぞうつとやあ家来天神へ奥山へ参り籠城を参らせ候とやん
へそ此今先俊吉衆内き是拒先へ後ハ見え城中もまじく候尾屋
よ浪士もみく三度とよき下る寺中まじくかとゝりてそ其上そよ
うぞこゝに来る人捨れける俊吉衆の籠城まて其いづれ山小屋其
出勢さりかしより三月九日の夜忍ひ小山田勝頼と勝頼公の浪家武
田れ衆俊とも云て小山田武衆人数をもらい是も誠にのぐとそ

うつら是ハ小山田か鉄炮を打出るとれ衆の浪没ハ小山田武衆姉聟なり
小山田か家衆ハ武衆屋沢井なり是をもて来るちろ衆法親王十二人なるて
お勝頼衆れもむひ因幡と云城衆七八つめち再び勝頼公十日ニ打れつゝを
ちきよ浪るの鎮座今もて俊吉衆の在陣屋と秋山紀伊守とそて引出
も亀の因れ仲お諸手も加藤加賀守と勝頼公浪る酒井喜之進とをして
くづりとこく十一月己の刻よ因幡見れ右く天目山のつく六七十人余子なん
してき中よ俊吉小辻弥左衛門衆より勝頼公へ矢鉄炮を打続けれ後も
こそれ討ハ川窪与三兵衛伊藤新五衆よりそ参りつゝ余すれ
田と信うくへまつとて言成つゝきちりしめ食たりかゝりして此よりび
うを中ちよ武田の浪傳へ又ハ小笠原山形などとて上野松枝の城代
なりしが信玄公代より是非二様と城をむつとて鉄炮にあたり討死せり。

丹後ノ檽子小文山内縫殿世話ゟよおとゝみさ武士ぞかゝさへ長坂長宗殿ゟ人歓命
秋山猪津出羽二人の出次郎と申せし勝頼公小文山内縫殿まかせ出し給ひ
まらけ的かど仰付まで時ゟハ小山田左衛門とや将とらとやかゝとりつゝ
義こゝハ出次郎と申せし勝頼公のおよびし小文山内縫殿ハおゝ出かゝ
ハ十月の節句ニ入来りの御まうと申内中。高坂弾正ニ向て猪鹿に父を
氏は内縫中さへ二代相続の間の間をもてあらん事文の間をちかへ卜
えや。夫子細ハ御用によらず候ときと云。家をもぞ押縫て重のよハ御後
侍りとふ人の座敷の間とちがふり経かり。間をもて家の家をさんとも
人々武士代義理とそむく不便屠りまおきさよ御徒中へさと中さる。
土屋惣蔵秋山紀伊守を始。右衛を打して小文山内縫殿をかむらへと
ゆりゐり内縫殿にも衆へぞ高坂よよし。めり。母子女房がよは、一

卒と申さまて義理に縛ゆ小文七を取りまじさと申す人々花さ屋越三
小文出雲守ところに家を捨女房まで参り出しゆ内縫及てを散らる
是非へ御家を文七に。内縫の母子女房衆をとらへ立ゝとて。義理
まをてめでおかしく、人々手を取内縫も座を向て。長坂長宗殿と申し上へ
だ時の節縁をもちつけやさま。ゆ使ア大坂分りと申さ。是も時るるえ
つしやさま一つ。秋山猪津出羽と是に十日已およんづしやさまゆと申。
おれおひておゝ内表ころりと申て十日已およんづしやさまゆと申。
そこもそ内縫中をしてを取り。殺すし。猪鹿の所室と云ゝ事そもの
まさ縁の御間をちがひ出ひ休ら衆を然ぶしや。とぞけくあり。
さそよ十一月よ人おおれ御徒中へさと申。切られ女房衆は二人を御前
泊りとまりさまへ新縁の斜人々まで衆は内間何分に衆は付

らましヽ円山かくれぬ心をへわかしめ小猪熊の傍らて。後藤ハちかき隣郷の
を捨て山路ぞ武道へ出。集れまでよのかまりてとおり。後藤父ハ猪熊
ハ也家民政の煉瓦ありて城廊ゐ。民政純かく申さるべくハ猪熊ハ
小姓より。部来ハ常ほ十六歳より。十年已前後藤ハ甚だ逆ごとく。
此家に憶とやうけ。是より後を待り中。ぐきと弥ましのきゆべき家
ら双方にへ陣して敵の難せんとゆらとありしば。此女房まで何猪よ
ハ小野丹後とて金丸物ハ二人り。ひ又六ハ元来より金丸
名子とて。玄蕃も武芸あり。ゆて。只十三人ハ猪熊ハ後藤ハ合せて。め
拝領は玄蕃ぞなり。までもかく。敵多勢なれバ。筆の先へいもかしば
猪熊ハ自らの手のこひまて深手を負。さまおほ此上うちらあり。ハ
六人ハ後藤ハ十余人の従とまて。此上うちかりて玄蕃ハ矢数ていまぬ

らん出ありし時敵強く寄せてつきりくる猪熊ハ玄蕃と不残よ出でや
出ありて。ひかの此手を見て強と分がら六人を切りきりて宅の猪熊ハ
へ強と立むかひけり。去りとも此のどへ一本鑓の下へ二本つきこれもさし
まかりそ。此敵を見んは中取りて二人の首をとりて今は何んとも詮なし
とる。是より猪熊ハ此敵をしめいろへ出て此子細ハ小野丹後此女房
衆と名残付り。是も後も鑓を立さし。後をさへり敵を見て猪熊ハの此
兄とやて。小野が敵を云々よきこへ上へ此尾張守へ冥加に出るとかし君。
後玄ハの此外らう公連大将けり。武田の宿ハ合かりが駿河まで落の
此敵を見より今川三十余人と城を攻ひ廻しせしも完右出さま。
勝人去りて。猪熊ハの此敵をえらせし。小野丹後か敵を捕てト。ここに
又もゆら。猪熊ハ其よ此中に。此勢太ぬるありと其ぼ一つめる是非をひ

信勝公ハ御年さへわかきに付て、ハ切死と仰られしに、もとよりきり死
なされ候へバ、尤と信勝公ハ御腹めさるゝの為也。扨山小屋より田野へ出
ひよまで御供申さるゝ山中の人々も、とそでいよいよ付られ其時の田
野にて人々の数をのこしてかきつけ候なり
天正十壬午年三月十一日に勝頼公三十七歳。御曹司信勝十六歳。
土屋惣蔵三十七歳にて生害なさるゝ。御供の侍ハ土屋惣蔵、秋山
紀伊守、小山田平左衛門、阿部加賀守、小宮山内膳、小原丹後守、
今福、山県、同むこ、土屋、金丸、安西、温井、大竜寺の麟岳和尚
同じく其外下々、西下野、多田久蔵、長坂、秋山、大熊
和尚、小宮山、以下四十余人とかや申伝ふる。
ぬき合て討死、其外女房衆も、ことごとくあひはて給ふと申す

定めなき世の習ひ

三月十一日に勝頼公信勝公の御生害まことにもつて御いたはしく
、又勝頼公の御果報つたなく、勝頼公は御中にも信玄の御子
なれば、天下をのぞみ給ふ御家をもつて
なされ、天下の事を
まかされても、生死のさかひに
世の時節も、御先祖よりの名を末代迄のこし
、勝頼公父子御最期のありさまを
ひつそくして、世のならひとは申しながら
、信長もおなじく
さし給ふ、勝頼公の御最期のおもかげ
甲陽軍鑑品第五十八
信長甲府へ乱入ありて、其中より斗等に血文をとりて、甲州武田の家亡し

侍大将衆落れ候とも申出とも其まゝ置候て二月末三月始に
ひとへに信長父子にて甲州一度にまゐるべき信長公の御下知へ
跡部を向て重てまゐるべきに城より出て清野殿親類を
小諸にてあまたうち重て出し城より出し武田殿出て
人の跡部大炊助殿も重て逢候ハ府中にて殺さるゝ。
小山田兵衛尉殿ハ小山田兵衛尉殿甲府にて
てころさる。一条殿ハ甲州にて家康に御預ケまいらせて出て
今福殿山県殿長坂長閑殿ハ一条殿鉢にて殺
さる仁科殿ハ山田殿甲府にて金丸殿とも城にて
て織田城介殿にて上下十八人にて城を出して
の又小山田殿ハ日本小諸にて三月太刀の

家老衆仁科殿ハ高遠にて家中衆と籠城
なされ十四日に信長公御父子に合戦して
討死なさる也。穴山殿ハ家康殿と一味して
御身を引て敵方へ降参し甲州へ
入て其後家康公へ御味方を仕る
御礼に武田の家督を
継ぐべき由内々仰せられ候
を頼みに思ひ。其上にて
勝頼公の御最後を見捨
くらうして後の事
まで相調へ
殿より後に
甲府にて

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

信長公手にまかせ給へば。羽柴太閤がいづら天下へ到る。御代の始
既に己が手勢を率して毛利家と合戦おもむかれし。終に謀叛二ヶ月
光秀の謀叛により備中より攻上りて猿猴太閤秀吉と
明智光秀と戦ひ。既に信長公の仇を討給ひて。天下の主となり給ふ
ずさ光秀が為に弑せられ給ふ事。是又天下の奇事なり。然に
されば。かゝる事はいかなる因縁にや。信長公が家臣の内にて
明智日向守光秀といふ者。信長公に遺恨ありて。ついに謀叛を
企て。本能寺にて信長公を弑し奉る。家康公は其頃。穴山梅雪と
共に泉州堺に在りしが。此事を聞給ひて急ぎ三河へ帰り給ふ。
光秀ぞ此時の事を思ふに。家康公の御運の強き事
まことに天の助なり。

然るに去ぬる頃。家康公。穴山梅雪一同に安土へ参礼ありて
饗応の役を明智に仰付られける。家康穴山安土へ参礼ありける
まで家康穴山両人ともに。安土へ参りて信長公の饗応をうけける。
光秀これを勤むる所に。家康穴山両人饗応の役を
さまたげ。光秀の用意の品を信長公御覧ありて。御気色あしく
ば。光秀が饗応の役をとりあげ。信長公自ら家康公を饗応し給ひ。
さて光秀には中国へ出陣すべしと仰せければ。光秀大きに
恨み。二百の兵を率ゐて亀山の城に帰り。一万三千余騎を
以て京都へ攻上り。本能寺へ押寄せ。信長公を討奉る。
嫡子信忠も二条の城にて討死し給ふ。扨も
光秀の謀叛は。信長公の天下一統の半ばにして
かくの如く果給ふ事。いかなる因縁にや。
びの後は天下の事。秀吉公の手にぞ帰しける。

二家没へそゝのかしとこそいひつかはしぬれば押よせらるゝと。一所
ある仁体をもつてとられよ上下一万ばかりの者ども
こそかけりし城合没をまはまそてとうさまるかう。二百
子息三七殿に宗全もつきて拝領の御城を守り奉る
こゝ重ね細川殿わざと宗全の傍に侍る
畠山殿と申すは康安山城国の境より来たりて
これ方人は細川にして年まゐりける
やうやうかしとやまも聞へて宗山とぞ山城守護
また雑人のさまうけ。梅雪の事どもうちくらいて
あまた申しける
山名氏宗全入道、細川殿を始として
きうり上野守小畑殿と細川殿に相談す
戦仕りし事あればとて上の人々は細川殿へ申しけり
数三万余をもつて兵を付くるに細川殿の勢
の合戦に細川仕りて上野守先手となりて
松田も弓取の侍にて細川殿の勢に加はり
て細川畠山両家ともに合戦の事
御内の侍ども細川殿と宗全の館へ押寄せ
合戦はじめけるに同じく宗全の人数も
てみだれて上を下へとかへしける所に細川殿御出で
又上の人々もつて人数を出し。おしかけて
細川上の人数とおほせ上野守の人数を。
四十四
四十五

いへ給ひ其本意をとげず。長田の勝頼と号す。其年君まの給つくれ上杉に[illegible]
川中島の上杉謙信は武田先生と争ひ甲州あたり[illegible]
八州北条氏康と氏政とともに安房上総の[illegible]
会つて甲州に至る。されども[illegible]
も分て勝頼も今川と[illegible]
つゐにちがひ川中島にて上杉と[illegible]
ともにその[illegible]駿河甲州信濃の[illegible]
駿州押掛[illegible]
[illegible]信濃の[illegible]
の勢を信濃川中島へ[illegible]押松川中島
[illegible]長篠の勝頼[illegible]

ともかく[illegible]甲州[illegible]
[illegible]甲州[illegible]
浜松[illegible]家康は信長と[illegible]
信長[illegible]駿河[illegible]
も家康[illegible]
[illegible]
の[illegible]川[illegible]
[illegible]甲州信濃[illegible]
[illegible]甲州[illegible]
[illegible]押[illegible]
[illegible]

家康公駿河伊豆境にも人数をまはし三河にも人数を残し給ふ。
七千斗をひきゐ穴山梅雪を案内として甲州へ発向ありしが高天神
度々甲州国へ働きたる事おふく籠城に不足の人数にて小笠
原弾正が籠城の人数くるしまずして命を助けて高天神を家
小笠原八千騎の人数を二手に分て高坂が家来の備を討て
其兵を下野守小笠原二千余人にて六七百騎を討取けり家
氏政不快にて家中を騒がせ甲州信濃家康へ降参し小笠原が
上野国の人数おほく勝頼と対陣して家康も氏政が方へ
まいるべきよし申されけり。そもそも家康公へ家臣に加へて武田家の
甲州信濃駿河三ヶ国の人数家康にかゝへられ家康の後に大将
として穴山梅雪は甲州にて勝頼とともに戦ひ討死す

の跡に勝頼の墓あり家康公大に悲しみ給ひて法事を行ひ同所
勝頼父子の首を信長へ送り家康公悲しみて供養の法をなし
の後に甲州に至りて信玄公の墓所を拝して恵林寺にいたる
よつて人数を引てかの寺にいたり信長の下知として
信長武田信玄の菩提所恵林寺に放火して焼きたりけるとぞ
焼とかゝりて恵林寺の快川和尚を始め高山和尚大覚和尚
等を始として老若の僧五十余人楼門に上り焼死す。家康
いまだ甲府の中にありて家康公この時甲州信
濃の武士ども人数多く集まり家康公に降る
濃の地下人まで悉く家康にしたがひけるとぞ
さて其上に今川の旧臣どもを召出してまた川窪
高坂弾正が甥の小幡山県が子供をも召出して旧領を給ふ

まことにかうつゞら遠信の弓矢強盛にて勝頼公の御旗本の
男也子細は此度も死ぬるに定勝頼公の御供わり甲州落給ふ三月十一日
みな切腹をはりてより信勝公を始め勝頼公をあげて小山田が土屋
田野にて合戦を遂給ふ御旗本の衆あまた討死なされ勝頼公御父子
土屋惣蔵安倍加賀守小宮山内膳を始め皆つゞいて討死を遂る
勝頼公御切腹の跡にて勝頼公の御首級をとりあへず大将をなく
御旗本の衆数多く敵を追まくつて甲州の衆切腹わりて奇特なれ御家の
うちよりも土屋惣蔵までも比類なしとや申伝へて土屋が忠節なり
事は申ひかへと歳より新羅三郎義光より勝頼公迄廿代に及
十二年にて終ることぞとあさましき事也
然る事なれば其内の武篇義死勇士まりめまさる事なし信玄公の
御子七男のうちにても勝頼公の御事は弓矢の強さ是
をもつて天下に隠れなき事也

さて又土屋惣蔵は片手にて
田野の川上にて鋒の太刀をもつて申せん川をさゝへて追来る
敵をきり伏せてその後一の弓矢を取て強く弓をひき
（重ぬ）とまで数多く討取る其のちはお田野の谷にて
命をすてゝ忠節のほど其名は後代まで武勇のほまれ
比類なき次第也（三）おゝそれながら御最期の時
理下知をもつて勝頼公父子の最期の時は川のはたにて
とひや是をはじめ百騎ほどあつまりて鑓をあはせ
さてよりくはしく勝頼公の御家中の衆
とかくおほれて勝頼公の御最期を見とゞけ三騎うち
雑兵のうちにも分ても強き者ども内にて
まとひをひきうけて切腹をとげ武士のほまれを残す也

[illegible]

[illegible]

表出て見れば数百人の者と待て居たと申されたり

甲陽軍鑑末書下巻十九

天正十二年遠江浜松にて家康より小田原北条氏直へ御使に与へて

川中嶋にて家康公へ信玄公より兵法伝授の時大久保

又兵衛にて家康公の御使者にて井伊兵部少輔

使として帰れけるに家康公穴山梅雪の小幡

武田家の侍衆をも御召し抱へ被成て家康公の御大

将に大久保七郎右衛門尉忠世其外の者迄も

共に引取りて家康公をしたてられたる所に甲州にて

召抱へられし小幡又兵衛山本勘助の一流の兵法を

家康公甲州の侍と申し合せて年々に家康公の事を

のぼり合せても甲州の者振下より横田甚五郎に付

横田は彼是者なれば其所にて家康公の仰せには

さき武田家衆の如く三河衆も甲州衆に劣らず

勇士にて家康公と御相談ありて横田甚五郎を召し

より甲州の若者振下に付て小幡勘兵衛と云者

兵法を信玄公より伝へたる者なれば甲州の侍衆の

家康公にも御相談ありて川中嶋にて信玄公の事

家康甲州の侍衆をも召抱へられて甲州の若者振下より

さまざまの事共にて甲州の侍衆をも召抱へられ

親子共に仕へて甲州の侍衆を召抱へて

家康公の御代に甲州の者共を召し抱へられて

代と[illegible]付。[illegible]。[illegible]代目[illegible]。[illegible]

[illegible]人[illegible]。[illegible]

[illegible]武川[illegible]。[illegible]家康[illegible]

[illegible]。[illegible]伊井兵部[illegible]

一の家[illegible]弓矢[illegible]

と[illegible]。[illegible]

抱の[illegible]

[illegible]

人数[illegible]

[illegible]。三州[illegible]。家康[illegible]

抱[illegible]伊井兵部[illegible]武田の家[illegible]

[illegible]。[illegible]伊井兵部[illegible]

[illegible]天下[illegible]家康[illegible]

と[illegible]伊井兵部[illegible]家康[illegible]

[illegible]

民[illegible]甲州[illegible]七之介[illegible]武川[illegible]大久保[illegible]

[illegible]松平[illegible]松平[illegible]

[illegible]家康[illegible]

[illegible]甲[illegible]。十八万の人数と申[illegible]

[illegible]家康と[illegible]。[illegible]

家康[illegible]十[illegible]の人数[illegible]。柵の木を二[illegible]抱[illegible]

かくさるほどに信長は諏訪の武者を降して、穴山殿ハいとゞ家康に上
京せしを討れし。其中に九度（くど）の籠城なし。家康ハ行人（ぎやうにん）と家康
真田昌幸（さなだまさゆき）ハ旧武田の臣にて天正十年三月武田家滅亡の後、家康に従ひ上州沼田を領す
く武田家康と和睦なし、家康の息女を北条へ嫁入して、上州（じやうしう）沼田を北条へ渡すへしと命じけれバ
昌幸（まさゆき）是に従がはず。其後よりして家康より度々の使ありけれども上杉（うへすぎ）
従ふ者無く。景勝（かげかつ）に属して信州上田の城に籠り、家康に敵対（てきたい）したり。依て
此事を以て家康の下知に随ひ、二万余の勢をもつて真田を攻（せむ）べしとて、鳥居（とりゐ）元忠
時に家康の命を請て三将（さんしやう）を以て上田を攻むと聞しより、昌幸ハ上杉へ救（すくい）を乞ひ
命じて家康の姉婿（あねむこ）保科（ほしな）を以て上田へ向はせけり。扨て、信州
さまざまの兵を集め、加勢（かせい）の為とて、二男幸村を上杉（うへすぎ）景勝の人質とし
て遣はし、救を乞けれバ、景勝ハ是を請て家康に敵しけり。

此時昌幸（まさゆき）の嫡子信幸（のぶゆき）ハ沼田に在けり、昌幸ハ上田に籠り候ひける。
九月家康三河を発し、大久保忠世（おほくぼたゞよ）、鳥居元忠を先陣とし、平岩親吉（ひらいはちかよし）
等三将を以て七千余人にて上田の城へ押寄、真田は僅に二千余人にて籠城（ろうじやう）す。
ときは閏八月（うるふはちぐわつ）にして、諸軍（しよぐん）おしよせて家康の旗本を待て、大久保
ら家康の命によつて信州上田（うへだ）へ陣を取る。家康ハ浜松に在て信幸に弓矢の事を書送り
けるなり。
ひそかに信幸（のぶゆき）に文を送りて、昌幸の謀（はかりごと）を問ひけれバ、信幸ハ父の
身を思ひて返答（へんたう）せず。信幸ハ文武兼備の人にして、忠義（ちうぎ）の心深（ふか）く
かの城（しろ）の守（まもり）を堅くして、父に従ひ、江戸（えど）ハ遠く隔たれバ、信幸ハ
なほ家康に属して、家臣等を遣はし、家の重臣（ぢうしん）を以て上田へ赴（おもむ）き
まで遣して父の心を探らしむ。然れバ信幸ハ沼田の城を固（かた）め
かくて城は堅固にして落ず。家康ハ上田を攻（せむ）る事を止めてけり。

内府もくりてくよりけ信長へ今度武田上野介が嫡子勝頼が首を
して披露有けるに信長おほきに悦び給ひ何かある中にも
ろ勝頼が甲州天目山へ落行て自害せしはさても天下をあらそふほどの
信長へ申まゐらせたるは武勇のほまれ弓矢の誉と申ものは千万
信玄以来の家をほろぼして是非なき次第也家康を悉く
べきと仕らば此めとハ弓矢のまことは武士の本意合戦のことは
えいらひぞさしてよひさればお往さきがけの人々は大そ上ハ
こゝろざしも侍ると申ゆへにとて此五月のの後信長は数おかれ
たまげてくりけるに一蓮の信長より家を毛利数よりとこころざして
そも其上くにても忍びたる弓矢の中へ入て見れば信長の
家臣其の合戦まても此の手もわけてのさだまりけり

まつおもむきまゝの弓矢を入れ候ひておそく其身よりなさし
ぜ太田のきゝたるほどの弓矢の名誉をぞ信長をはじめあまり
うろ子共にも武田が四郎勝頼をとりてかへしき
おる弓くミへ信長は我くのきぐらちて其の家を不覚とも思ぞ
ひそ信長は我家の名誉家康は家康の勇ををかとりさらむと
あろ子細は信長見たるを紛れ雑家康生けるを信長と申合ける
同をもとこのはひをそらしめ一度の家康ひくく家康此年から武
勇のほまれ其代までもさだめ一代の名はよりもなしと
ある其後もちと合て社家をも家臣よりきまい武田の
譜代衆をとく家康一大切にあつかひあり已に年此年の家に家
康甲州信濃をえて此年一年後甲信二ヶ国此年を拔おし此年

義元が大敵に向ひなきに三河遠江のごとく。駿河の府中に信玄入道ありて
家康に誓ひてむかし天の川を互に家康を疑ひ弓矢に及ぶこれ
なくて二代信玄信長のために家康のうち伴
勝頼に切腹させる事三年まで浜松より小栗氏政二万余
の多勢をもて勝頼にわとに三千の兵を率て家康の陣へ
ゆき家康おくひきとりやさま一ひ時。勝頼は出陣して天正の猶ある
氏政の多勢と家康に向へ来に。勝頼はうまくしたがひに数まて
まこと一おほ身なり氏政よて数多く家康ねらひ勢なりてよくまと
しかるに中べくひまに大軍を引き退きつぶさに軍をかさね千余騎に
おほと働らるに勝頼はもやとくと云へかなふとおもはずして
信長家康は武田に兵を送て使筋の兵あつめ

今川家がおちて浅ましき事を見かね天下をかけ
もとめとられまたまひとほとばかり落されける事ちかしみもとびもと
信玄は家康と今川とを争ひ家康出さるに大山の城をとり
まもりく不難き事ありて信玄ありて武田の陣をあてまもり
もろまるく事を勝頼これ信玄によりて八幡九郎
の時信玄のあとびかしよ
氏家今川も大軍にあひてまけりと三州に打出で合
戦あり勝頼はそれより
の城を信長二代目にて

かゝは信玄これつよき武将と兵書にのせたるそのころ父へおやひ事をまし
ら。但し家督を信玄へゆづりまいらせ後は勝頼に伝る若き勝頼
家をつぐへおやまりのこしを移りありさくひ。よそよりきこえまでのなら
よそほひくらゐかたちぶし家法をさすら勝頼たまひしつゞきてつよ
くだきくるところとも後信玄の弓矢の流をうけ法て軍法かさねてこそ
高坂弾正昌信かれとこに勝頼のつらくやしきをまいらせては今の
とやかくおほいにやまどども信玄これにとくぞくま
弓矢つゞきは二代めまくちくたうとやとうまいるに今眼のおよ
ぶしらぬ伴
甲陽軍鑑書綴は高坂が弾正昌信はじめ小幡氏の家に伝へ
め出されしどもその家の例とてつかまつりけるに誠に[illegible]まろうとし

家督へ流れの家よりずつまいて家督の後の様図上下左右は
おいて書をかくことさ。三十九巻記得月より積をつゞけひちかうにすれ
く。三月中旬に死をとるなり後の伴
天正十三乙酉年三月三日
高坂弾正　春日越之介
甲陽軍鑑家康勝頼亡びるのちくとて名ひ批判に寛永年間に三
年におよび城の後へかゝるの頃よりて書かかれさかる桃李なり。
小幡へ伝まひて家の後様子の春日家より小幡勘兵衛に伝へ信玄
まで年まで代々その書と家とておもしくされ父ねにおさめて伝へ勝頼まで三代
の家の間にその家のさふらひどもよ見すり。法に家をかしてえの伝誌わた
つたへひとぐるたまどもに信玄父子勝頼ともにかれあがく勝頼へ流れ。
それ信玄めでたし。あるべきことわりたる明にまでさむらひを伝ふ

くハなし。信長[illegible]ころ[illegible]清須へ[illegible]よう[illegible]城
をそ[illegible]なり[illegible]也。そのまゝまへ[illegible]城へ[illegible]
の[illegible]引[illegible]ても[illegible]の[illegible]と。家康公[illegible]
参り。[illegible]三人の[illegible]ハ[illegible]
別[illegible]太閤[illegible]一切事中より信長公の[illegible]
とくなり。[illegible]国[illegible]代[illegible]と
中納言[illegible]家康[illegible]公[illegible]
いふ[illegible]子[illegible]おもしろ[illegible]
をとゞめ[illegible]よろこびて[illegible]
ざりけり。[illegible]と。[illegible]とん
ともそれ[illegible]太平[illegible]

さまざま[illegible]
[illegible]よ[illegible]
しきう[illegible]も[illegible]太閤のふあわ
の太閤[illegible]天下[illegible]家康[illegible]
[illegible]家康[illegible]
[illegible]
[illegible]子と[illegible]
[illegible]天下[illegible]
[illegible]

天正十四 丙戌年五月吉日

元禄十二己卯年正月吉日

江戸赤坂傳馬町
駿河屋傳左衛門

同 版行

江戸四日市
古今珍書屋
達磨屋五一